

衆議院 農林水産委員会 會議録 第十四号

平成二十九年五月二十三日(火曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 北村 茂男君

理事 江藤 拓君

理事 齋藤 洋明君

理事 宮腰 光寛君

理事 小山 展弘君

理事 青山 周平君

伊藤信太郎君

小里 泰弘君

勝沼 栄明君

瀬戸 隆一君

中川 郁子君

西川 公也君

細田 健一君

宮路 拓馬君

築 和生君

渡辺 孝一君

金子 恵美君

宮崎 岳志君

中川 康洋君

齊藤 和子君

吉田 豊史君

農林水産大臣政務官

参考人

(日本農業法人協会 略農研

究会会長)

(農業生産法人有限会社社

マンチックデリーフア

ム代表取締役社長)

参考人

(日本大学生物資源科学部

教授)

小泉進次郎君

福田 達夫君

岸本 周平君

稲津 久君

伊東 良孝君

池田 道孝君

加藤 寛治君

笹川 博義君

武部 新君

中村 裕之君

古川 康君

前川 恵君

森山 裕君

山本 拓君

岡本 充功君

佐々木隆博君

村岡 敏英君

真山 祐一君

畠山 和也君

仲里 利信君

細田 健一君

須藤 泰人君

農林水産委員会専門員

石上 智君

委員の異動

五月二十三日

補欠選任

笹川 博義君

青山 周平君

中村 裕之君

参考人

(北海道大学大学院農学研

究院基盤研究部門農業経済

学分野食料農業市場学研究

室・講師)

参考人

(キヤノングローバル戦略

研究所研究主幹)

農林水産委員会専門員

山下 一仁君

補欠選任

笹川 博義君

青山 周平君

中村 裕之君

瀬戸 隆一君

中村 裕之君

瀬戸 隆一君

補欠選任

笹川 博義君

青山 周平君

中村 裕之君

瀬戸 隆一君

補欠選任

笹川 博義君

青山 周平君

中村 裕之君

瀬戸 隆一君

補欠選任

笹川 博義君

青山 周平君

中村 裕之君

瀬戸 隆一君

補欠選任

笹川 博義君

宛主幹山下一仁君、以上四名の方々に御出席をい

ただいております。

この際、参考人各位に一言御挨拶を申し上げます。

本日、御多用のところ本委員会に御出席を

いただきまして、まことにありがとうございます。

参考人各位におかれましては、それぞれの立

場から忌憚のない御意見を述べたいと思

う存じますので、よろしく御意見をいたし

ます。

まず、須藤参考人、小林参考人、清水池参

考人、山下参考人の順に、お一人十五分程度御意見

をお述べいただき、その後、委員からの質疑に

対してお答えをいただきたいと存じます。

なお、念のため申し上げますが、御発言の際は

その都度委員長の許可を得て発言していただ

くお願い申し上げます。また、参考人は委員に

対して質疑をすることができないことになって

おりますので、あらかじめ御了承願います。

それでは、初めに、須藤参考人、お願いを

いたします。

○須藤参考人 皆さん、おはようございます。

このような立場に立たせていただきまして、関

係各位の皆様にご敬意と感謝を申し上げます。

私は、群馬県赤城山というところの裾野で牧場

を、もうかれこれ四十五年になるんですけれど

も、やっておりまして、今、千二百頭ほどの酪農

業を営んでおります。メーンはそういう仕事を

ずっとやってきておりまして、参考人ペーパーが

皆さんのところに御用意されているかと思うん

ですけれども、本日に酪農一筋でやってきて今

があるというふうなことで、大変幸せ者だとい

うふうに思っております。

またペーパーの方は後で見えていただいて、現

在、酪農業界としても、酪農経営体、とりわけ零

細家族経営が減少している一方で、私たちのよう

な法人経営を中心とした大規模経営体のシェアが

大変拡大しております。六次産業化等に取り組

まれる経営体もふえています。シェアが拡大する

ということは、法人としての経営責任とともに、社

会的責任も大変増していくということございま

す。経営者みずから酪農・乳業界の仕組みを

もっと勉強していかなくてはならない、そんな

ふうに考えました。

そこで、地域や生産規模、そして出荷先等にか

かわらず、酪農を営む全国の法人が酪農業界の抱

える課題を共有化して、日本の酪農の活性化に向

けた活発な議論を行う場として、昨年六月に日本

農業法人協会の中の酪農研究会というものを立ち

上げまして、今、僭越ながら会長として活動して

おるところでございます。

本題に入りたいんですが、現行のこの制

度に対する考え方と新たな制度への期待というこ

とで、まずお話しさせていただきます。

現行制度のもとでは、近年、牛乳が店頭から消

えて国民生活に大混乱を来すような生乳流通が滞

る事態は起こっておりません。現行制度が生乳の

全体需給の安定に寄与しており、乳価も大きな変

動なく、しかも、少しずつではありますが右肩上

がりで推移してきたこと、乳価の安定が法人

経営にとって不可欠であることを踏まえると、

現行制度が酪農経営の安定化に果たす役割、機能

は大変重要なものでございます。

ただ、生乳需要の量的拡大の時代は終わりました。

一方で、バター不足の問題が生じたように、

質的な変化、とりわけ需要の多様化が進む状況に

現行制度は十分に対応できていないのではない

か、そんなふうにも思っております。

る手数料の根拠などが若干不透明であり、組織運営のあり方に疑念を持つ生産者の声も聞かれるなど、制度のあり方について今日的に見直すべき課題も大変多いと考えております。

また、大規模経営では、今、単体の経営体のみで集乳車一台丸ごと生産量があるなど、ほぼ全ての生産者の生乳を合乳せざるを得なかった制度発足時の小規模経営中心の時代の集乳合理化とは異なる局面にあると思っております。経営の発展を考えまして、みずから生産した生乳のみを原料とした牛乳・乳製品の販売を行いたい、そういうふうに考える経営もふえてございます。

消費者に安全でおいしい牛乳や乳製品を安定的に供給するための制度であることが前提なのはもちろんでありますけれども、あわせて、酪農家が夢を持ってチャレンジできる素地を広げること、酪農家の経営発展、所得向上につながる制度となることを大変期待しております。

また、今回の改正法案の内容についてですけれども、暫定措置法の廃止と補給金の畜安法への位置づけとして、今回の法改正により、畜安法が畜産経営の安定に関する法律として、その目的に畜産物の需給の安定が明記されたこと、補給金が特別法ではなく恒久法として位置づけられたことは、私たち酪農経営の安定に資するものと大変期待をしております。

また、加工原料乳の生産者補給金のあり方についてですけれども、補給金の原資は国民の税金でございまして、誰に支払うのかという議論よりも、多くの国民に納得してもらえるルールのもとで交付していただけるのが重要でございまして。

ただし、生乳需給は季節変動が大きいことから、年間を通じた生乳の安定供給には、不要期の対応として、計画的な乳製品の製造が不可欠となります。そのために、加工原料乳と飲用乳の価格差を前提として、飲用として販売できずに加工用に処理するようなケースは認めない、当初からの計画に基づいた乳製品製造分の加工原料乳を対象とするのであれば、指定団体であるか否かにこ

だわらず補給金を交付することも当然これは検討してよいのではないかと考えております。本改正法案での補給金の交付対象の拡大は、おおむねこの考え方に即しているとは私には考えております。

また、部分委託についてでございますけれども、これは経営の選択肢の幅が広がる可能性がありますが、現状では、指定団体に生乳を出荷する場合に、生乳の受託規程、受託契約において、全量を出荷しなければならぬ、ほかの販売先は選べない仕組みになっており、これは実質的に自由に選べる条件ではないように感じております。

制度として、最初から全量を出荷するのではなく、農協との交渉、協議のもとで出荷量を調整できる仕組みとしたり、生産者の判断により販売先を選択することも可能となる仕組みを導入することも検討してよいのではないかとこのように考えていました。

また、生産者の創意工夫ある取り組みを支援するものとして、いわゆる部分委託が認められているんですけども、農業者みずから処理施設を所有し加工する場合や特色ある生乳を生産者がみずから販売する場合には、販売先が小規模処理施設を持つ乳業者に限られているなど、多くの生産者にはハードルが高いように思っております。また、生産者が製造加工を乳業者に委託する形で牛乳・乳製品を販売することも認められていまして。

今回の改正によって、この部分委託の上限が撤廃されることは大きな意義があると思っております。指定団体に出荷しながらほかの販売ルートを選択できる道が開かれたことで、酪農家が中小乳業メーカーと組むなどして新しい商品開発を模索するなど、新たな取り組みにチャレンジしやすくなることで期待されます。販売の選択肢が複数あることで、経営者にとっては、経営判断につながり、また比較対象ができることで指定団体の意識の変化にもつながっていくのではないかと考えております。

安全性の確保、そして過剰対策、需給調整についてですけれども、生乳は腐敗しやすく、その流通には高度な鮮度管理が求められるということになっております。安全性が確実に担保されているければなりません。

また、生乳流通には、季節変動に対応した需給調整が不可欠でございます。将来的には、需要減少等により過剰が発生する場合も想定しておく必要があると考えております。

そのために、補給金の交付や全量委託のあり方といった流通制度の改革、見直しにおいては、それと同時に、安全性の担保、過剰対策を含めた需給調整の仕組みを整備することも不可欠だということに思っております。

また、生産者団体のあり方についてでございますけれども、指定団体制度が果たしている役割は、これはもちろん認めております。乳価交渉の過程や手数料の水準、根拠など、現行の指定団体の運営が若干不透明と感じられるところもございまして。透明性を高め、酪農家に疑義を持たれないようにすべきであろうというふうに思っております。

組織の合理化や運営の見直しによって、酪農家の所得向上に向けて改善できる要素も多くあります。その改善を図っていくことが重要ではないでしょうか。

ただし、指定団体は、指定団体である前に生産者団体でもあります。農業協同組合です。私たち生産者、組合員が組織の運営に関心を持ち、その機能をより発揮できるように働きかけ、努力していく必要があると思っております。

終わりになりますけれども、近年、都府県を中心に酪農家戸数の減少が続いております。酪農の生産基盤の弱体化が大きく懸念されるところでございまして。特に、国内の生乳生産の安定には、生乳だけでなく、乳用後継牛の需給を安定させることが大変重要でございまして。そのための対策が急務であると考えております。

私たち酪農経営体も、六次産業化、海外輸出、

時代の変化に合わせて生産者みずからチャレンジしていかなくてはなりません。あわせて、ふん尿処理等の環境対策、耕畜連携のさらなる推進も含めた、より健全な経営環境の実現に向けて努力していく必要がございます。

また、農業高校などを卒業し、酪農経営がやりたいという若者も少なくございません。一方、酪農業界は畜産の中でも、労働時間が長い、休みがとりにくいなど、労働条件が厳しいというイメージがあるのが実情でございます。他産業並みの給与や休日取得を可能にすることができれば、優秀な人材を雇用していくことが可能でございます。生産者として収益性を上げ、従業員が働きやすい環境づくりや待遇をしていく必要がございます。

これらの課題に向き合ひまして、消費者に安心、安全でおいしい牛乳・乳製品を安定的に供給する生産者としての責務をこれからも果たしていきたい、そのように思っております。

私の発言は以上でございます。ありがとうございます。(拍手)

○北村委員長 ありがとうございます。

次に、小林参考人、お願いいたします。

○小林参考人 おはようございます。畜産経営安定法等の一部改定についての私の意見を述べさせていただきます。

今般、旧畜安法と暫定措置法が統合されて恒久法として法制化される、このことは非常によかったなというふうに思います。そして、畜産経営安定法という名前自体も非常にいいというふうに考えておりますが、残念ながら、内容は畜産経営不安定化法ではないかというふうに考えております。

まず、改定案の問題として私が指摘したいことは、現在脆弱化が進んでいる酪農の生産基盤、特に都府県の酪農を維持発展するような内容になっていないということがまず第一点でございます。第二点は、指定生乳生産者団体による一元集荷、多元販売、その体制を壊すという可能性があるというところが非常に大きな問題として指摘されると

思います。
まず、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法、いわゆる不足払い法、これは三本の柱を持っていたと思います。

まず一つは、加工原料乳地帯の生産者の再生産を確保するというところで、生産者の所得の補償ということがありました。そして同時に、乳業者に対しても、安価な基準乳価によって適正な利益を確保すること、その差額を国が不足払いをするという内容でありました。

二点目は、国による需給調整機能ということがあります。

そして、三点目が、指定生乳生産者団体の設立による一元集荷、多元販売、その体制を確立するということによって生産者の乳価交渉力を高めるということがありました。

しかしながら、これまで、例えば平成十二年に行われた酪農・乳業改革によって、一と二の機能というものは既に実質的に失われております。そして、今般の改正によって、三番目の機能、つまり、指定生乳生産者団体による一元集荷、多元販売ということがなくなろうとしている。

例えば、一、二の機能がなくなった段階で何が起ったのかと申しますと、無理な生産者によるいわゆる自主的な生産調整、あるいは平成二十年前後の飼料価格の高騰ということによって、酪農所得は急激に減少しました。平成二十一年の白書によりますと、酪農家の一時間当たりの所得というのはわずか七百六十六円、学生のアルバイト代よりも安いというような状況に落ち込んでしまっておりました。

今回の畜安法改定によって、不足払い法の最後の柱である指定生乳生産者団体による一元集荷、多元販売体制が崩壊する可能性があると考えます。その結果、五十年前の不足払い制度以前の乳価の乱高下時代に戻るといことも恐れております。

第一に、今回の改正案は、脆弱化する酪農生産基盤、特に都府県の酪農を強化、発展する内容に

なっていないと申しました。むしろ、家族経営を中心とする生産基盤を崩すおそれがあります。

具体的に申しますと、まず第一には、補給金は加工原料乳に対してのみでありまして、飲用乳は対象となっておりません。つまり、ほとんどを飲用乳として出荷する都府県の酪農にとつては、メリットがございません。都府県のセーフティーネットにはなっていないということでありまして。

第二は、補給金は加工原料乳全てが対象になるということでございますが、この結果、国がこれまで強く推進してきた国産チーズ、この生産が頓挫する、そういうおそれがあると思います。法案の目的の一つとして、乳製品に生乳を仕向けやすい環境をつくるということがうたわれておりますけれども、全く反対の結果を生むのではないかとこのように思います。

これまで、乳業メーカーが多大な投資を行ってチーズ生産を行ってきました。これが、いわば悪い言葉で言えば朝令暮改的に行うということはいかなるものか、メーカーに対しても多大な損害を与えることになるのではないかとこのように思います。

三点目は、補給金の算定方法は今後省令等で決められるということのようですけれども、従来の固定的な支払いのままとすることであれば、所得補償の機能は非常に小さい。その結果、先ほど申しました平成二十年前後の飼料価格高騰や乳価低迷が再度起きたならば、再び酪農所得が急激に落ち込む、それに対処できないということになると思います。

第二に、今回の改定案によって指定生乳生産者団体が弱体化するというところで、一元集荷、多元販売体制が崩壊し、結果として、生乳の流通すとか需給調整に混乱を来し、乳価が乱高下するおそれがあるというふうに考えます。

まず第一に、指定団体の要件というものが書かれておったんですが、地域の販売乳量の相当量、実質的には五割以上というものの、その要件が今回の改定案ではなくなります。その結果、生産者の

結集力が弱まり、生産者の乳価交渉力が低下するということにつながりかねないと思います。

現在でも格段の力の差があるメーカーあるいは量販店の優越的な地位というものがさらに高まって、生産者が不利な立場に追いやられることで、さらに生産基盤が弱体化すると言われているところであります。このことは、イギリスのマーケティンクボードの廃止というところで何が起ったのかということが既に示していることであります。

第二に、問題となつていいる部分委託について、これについては、いいとこ取りをさせないようにするということのようですけれども、例えば、ある生産者が一定部分を飲用向けに指定団体以外に出荷し、それ以外を、年間を通して一定割合を指定団体に出荷するとすれば、その分はブルー乳価で受け取るということができるわけですが、その生産者は高い乳価を享受することができず、その高さというところは、指定団体に全量を委託出荷しているその他の生産者の犠牲の上に立って高い乳価を享受するというものになつてしまふということでありまして。その結果、指定団体の競争力ですとか収益性は低下してしまふわけで、指定団体への結集力は確実に弱まるということになります。

三番目に、国は需給調整を責任を持って実行するといふに言っておりますけれども、具体的にどのように行うのか、これが全く明確になつておりません。年間の需給調整のみならず、日々の需給調整まで国が責任を持ってやるということはどういうふうにするのか、非常に疑問です。

畜安法に規定されている価格安定措置等は廃止し、機構法で対処するといふに言っております。しかし、これまで機構法による調整保管というのは一度しか行われてきておらなかったわけですし、その実効性は大いに疑問とするところでありまして。生産過剰時の調整保管などの需給安定対策の発動要件、これを明確化するという必要があると思います。

今回の改定内容というのは、規制改革推進会議

の答申に沿ったもので、答申では、酪農所得を上昇することが目的としてうたわれておりました。しかし、その道筋は全く見えてこないものであります。むしろ、生産者団体の力を弱めるということ、酪農所得の低下あるいは変動を大きくし、結果的に家族経営を中心とする酪農経営をさらに窮地に追い込むということになりかねないと思います。

例えば今の指定団体制度というのは、都府県にとつてそれほど大きなメリットというのは、生産者補給金制度自体は大きなメリットはないと思うんですが、指定団体制度があることによって北海道と都府県との協調的な発展というものができているわけですね。それが崩れることによって、いわゆる南北戦争というものが再燃する。あるいは、今の力関係でいえば北が圧倒的に大きいわけですから、さらに都府県の酪農が、北海道からの生乳ですとか牛乳の移送によってますます窮地に追い込まれ、都府県の酪農がどんどん減少していくということになりかねないと思います。

現在でも北海道が五割以上コンスタントに生乳生産を行っております。その北海道のさらに道東地域だけで今八割でありますから、道東が日本全体の五割近くあるいは五割以上を生産しているという状況、これは特産地化になつてしまつて決定的なことではないといふに私は思っております。私は、酪農というのは全国津々浦々に存在する、家族酪農として存在でき得るという状況が、酪農生産にとつても、あるいは国土の保全という観点からも必要だといふに思います。北海道一極集中ということになつてしまつた場合、北海道にとつても非常によくない状況が起きるといふふうに考えております。

私たちは、この十年間にわたつて、酪農生産基盤の回復と持続的な発展に向けての提言を三度行ってきました。お手元にその三回目の提言を配付させていただきますので、後でお目通しをお願いしたいといふに思います。

この内容といしましては、一つは、飲用乳地

帯を含めた生産者の所得補償機能の強化ということによって、後継者が安心して就農できるセーフティーネットの整備が不可欠であるという点です。

農業競争力強化支援法関連八法案の中に、収入保険制度というものがありますが、これは畜産では酪農のみが対象になっていることとあります。なぜ肥育牛や養豚が対象になっていないのかというと、より有利な制度が肥育牛や養豚ではあるんだということのようですね。酪農のみならず畜産全般にわたって行われていないというのは不公平である、ある意味ではイコールフットリングにないというふうな感じがします。酪農についても、収入保険ではなくして、例えば酪農版のマルキンというふうなものが法制化されるということを目指しております。

もう一つは、指定団体の強化による生産者の乳価交渉力の強化ということで、現在の指定団体制度、十ブロックによる指定団体制度でも、まだまだメーカーやあるいは量販店に対して力が弱いという結果が出ております。ですから、むしろ現在の仕組みというものを強化する、指定団体をつつと二つとかぐらいにするということの方がいいかな。

三番目は、国による需給調整の機能の強化ということで、調整保管を国が責任を持つて行うということが必要だと思えます。

四番目は、農地政策を米中心から畜産の視点を持った農地の畜産的な利用というものを推進する。そういうことで自給飼料に基づいた足腰の強い酪農経営をつくり上げるということが大切ですし、そのための農地の直接支払いといったようなものが不可欠ではないかというふうな考えております。

私の意見は以上であります。ありがとうございます。(拍手)

○北村委員長 ありがとうございます。

次に、清水池参考人、お願いをいたします。

○清水池参考人 皆さん、おはようございます。

北海道大学の清水池でございます。

私は、この十年余り、酪農、特に生乳流通とそれに関係する制度に関して研究を行ってまいりました。その中で、生産者の方々、この中にはいわゆる自主販売の生産者の方々も含まれますけれども、そういった方々、指定団体を初めとする農協の方々、そして乳業メーカー、関係する業者の方々、いろいろな方とお話をしながら、さまざまな知見を得てまいりました。

きょうは、その知見に基づきまして、畜安法等改正案に關しての私の意見を述べさせていただきます。

まず、結論から申し上げますと、現在提案されております畜安法等改正法案は、以下の理由で、今の改正法案に基づいて制度を改正するということは望ましくないというふうな考えております。仮にこの内容で可決するのであれば、大幅な修正並びに酪農マルキンといったセーフティーネットの追加的な整備が最低限必要であるというふうな考えです。

以下、項目ごとに述べさせていただきます。まず一つ目ですけれども、今回の制度改正は、生産者所得の向上に資さないということです。昨年の規制改革推進会議での議論を見てまいりましたが、今回の改正の基本的な目的というのは、生産者所得の向上ということだったはずですが、なぜ、どのように生産者所得の向上につながるのか、理解するのが難しいです。

確かに、今回のように制度改正をすることで生産者の販売の選択肢がふえる、これは、別の言い方をすると、生乳販売の環境がより競争的になるということの意味しているんですけれども、これは確かにそのとおり、生乳販売をめぐる環境が非常に競争的になるというのは確かだと思えます。しかし、一般的に、販売競争が強まれば、生産者乳価というのはむしろ低下いたします。ですの

で、そういうふうになれば、所得はむしろ下がるのではないかと、こういった懸念もあるというふう

に考えております。

引き続き、年間販売計画についてです。今回の改正法案では、法の目的に需給の安定というものが明記されました。これは、私としては非常に評価したいというふうな考えております。需給の安定をどのように達成するのかという手段の中に年間販売計画の策定と実施というものがあるんですが、今のような中身では、法の目的である需給の安定というものは確保できないというふうな考えております。

その理由ですけれども、乳製品向け、飲用向けとありますが、特に、飲用向けの需要というものは非常に不安定です。月ごと、週ごと、時には、年末年始などのような時期には、日ごとによって予測を超えて変動いたします。そのため、不安定な飲用向けを優先配乳して、残った乳製品向けで帳尻合わせをするという仕組みが行われてきました。これが指定団体共販、特に北海道ではホクレンの共販を通じて行われてまいりました。

ですので、月別の用途別販売計画を立てても、それはあくまでも目安にすぎないということです。需給が計画を超えて変動することも当然あります。むしろその方が普通なのかも知れませんが、ですから、その目安に実績を合わせるということが需給の安定につながるわけでは必ずしもないというふうな考えです。むしろ、計画と実際の需給の動向がずれてきた場合、その計画をフレキシブルに変更していくことが需給の安定につながるというので、そのような調整ができるのは、全量生乳を引き受けて多元販売を行っている指定団体共販以外にはないということになります。

ですから、むしろ今まで需給の帳尻合わせを引き受けてきた指定団体共販の機能維持こそが需給の安定に必要というふうな思われます。

既に現在の指定団体共販によって需給の安定がある程度達成されている以上、年間販売計画における用途比率は完全に自由とはせず、例えば、農水省の牛乳乳製品統計の用途比率を参考に地域ごとに比率の基準を設けるということも考えられる

のではないかと思います。例えば、北海道では飲用二割、乳製品八割ですね。これは各申請者ごとの基準比率とするか、あるいは地域全体の合計がその比率におさまるようにする、これは議論の余地があるかと思えます。

続いて、集送乳調整金についてです。集送乳調整金の交付は、生産者が集送乳コストを負担している工場着乳価で取引を行っている対象に限定すべきということです。工場着価格というのは、乳業メーカーの工場に届けられた時点で

の乳価という意味ですけれども、この場合は生産者、生産者団体が集送乳コストを負担しておりますので、その見合いとして集送乳調整金を出すのは妥当です。

しかし、一方で、一部の取引では、これは指定団体以外ということですが、庭先乳価での取引も行われております。この場合、一般的に、生産者が集送乳コストを負担しているわけでは必ずしもありません。要は、庭先で売ってしまうわけですから、それより後のかかるコストは生産者以外の主体が負担するということになります。ですから、この場合、生産者が集送乳コストを負担していませんので、集送乳調整金の交付は必要ではないというふうな考えです。

次に、部分委託についてです。いいとこ取り防止のための部分委託拒否項目について、現状で幾つか項目が、案だと思えますけれども、示されておりますが、これだけではいいとこ取りの防止というものは困難であるというふうな考えです。例えば、生産の季節変動を超えた変動でありますとか売れ残りの場合は部分委託を拒否できるというふうなものがありますけれども、これに關して具体的な基準をつくるのは非常に難しいと考えます。

なぜなら、季節変動といいますが、地域によっても季節変動は異なりますし、あるいは、生産者とか乳業メーカーがどういう主体に対して販売を行っているかによっても季節変動の仕方というの

は程度がかなり異なります。ですから、何を

もって季節変動を超えているかという具体的な基準、例えば統一基準、数値基準を含めてしましますと、主体によって状況が違いますので、一律の基準をやってもほとんど意味がありませんし、もしも季節変動を超えていますよというふうに着目して、いや超えていないというふうに着目して、場合、要は、基準がない以上、どうしようもないのではないかなというふうにも思います。

あと、売れ残りに関しても、売れ残りの場合はだめというのは比較的はっきりしているように思いますが、これも、何をもちて売れ残りとするのか、基準を決めるというのは難しいのではないかなというふうにも思います。

ですから、具体的な基準をつけない以上、どういうふうにかこの拒否項目を当てはめていくのかというのは極めて難しいと思います。

このいこと取りの問題なんですけれども、共販外への販売行動によって生じるリスクを、他者である共販へ転嫁してしまうというのが大きな問題点です。

もちろん、共販を通じた協調とあるいは競争、これらのバランスが大事です。そういう意味で、私も、協調ばかりしていればいいというわけではないんですけれども、今の制度改正の中身では、過度に競争に偏ったアンバランスなものになる可能性があるとこのように考えております。

最後、提案をして終わりたいと思いますけれども、生産者が安心して酪農経営に取り組める環境づくりが必要と考えますが、しかし、現状は、むしろ生産者が不安に感じるような環境がいろいろあるというのでも確かです。

例えば、今回の制度改正による生乳販売競争の強化、そして、これはどうなるかわかりませんが、れどもT P P、あるいは日・E U・E P A、あるいは将来的に予想されます日米F T Aなどの発効は、生産者の経営リスクを確実に高めるものです。こういった動きに対して、生産者は不安を感じております。

長い目で見ますと、これから日本も世界の酪農

大国との競争というものが求められる時代に、望む、望まないにかかわらず、なっていくと思うんですけれども、その相手であります米国やカナダ、E U諸国には、乳価が下がった場合に政府が乳製品を買い上げて乳価を一定水準で支える制度や、その他の所得補償制度というものがありません。一方、我が国にはそのような制度がありません。要は、乳価が一定水準以下に下がらないように支える制度というものがありません。要は、競争相手にはそのようなものがあるが、我が国にはそのような制度がないということです。

現状の補給金制度は、一定の経済状況の変化があれば単価は更新されますけれども、それがどのタイミングで行われるかというのには不明瞭でありますし、それ以外の場合は、基本的に固定的な単価が支払われます。かつ、補給金単価の水準も、乳価本体と比べますと一割に満たない水準で、所得補償の機能が十分とは言えません。さらに、飲用向けが主体の都府県酪農を支える制度というのは、そもそもありません。

本改正法案を可決するのであれば、せめて、既存の牛乳キン、豚乳キンのような、粗収益が生産費を下回った場合のその差額の一部を補填する、酪農版のマルキンの整備が最低限必要であるというふうにも考えます。

酪農は、国民の基礎的な食料を供給する非常に重要な産業です。特に飲用向けに関しては、輸入が非常に難しく、基本的には国内で調達するしかありません。今の日本の酪農というのは、北海道と都府県との酪農が、絶妙な協調と競争のバランスの中で、お互い切磋琢磨しながら発展してきました。

そういうことを考えていきますと、今回の制度改正は、その微妙なバランスを崩すおそれがあります。ですので、内容に関しては、いまだ一度内容を慎重に審議していただければというふうに考えております。

以上で私の意見陳述を終わります。ありがとうございます。（拍手）

○北村委員長 ありがとうございます。次に、山下参考人、お願いをいたします。

○山下参考人 山下でございます。

参考人として意見陳述ということで言われたんですけれども、実は、この件については、それほどよくフォローしてきたわけではないんです。というの、何が議論されているのかというのが、私は、はっきり言って、さっぱりわからなかったわけでございます。

実は、この問題について全く素人じゃなくて、私は、平成元年に当時の農林水産省の畜産局牛乳乳製品課というところに行きまして、そこで酪農の制度とかいろいろ勉強してきたはずなんですけれども、今回のいろいろ規制改革から端を発した議論については、はっきり言って、何を議論しているのかさっぱりわからなかったわけなんです。という私の疑問も含めて、きょうは意見開陳をさせていただきますというふうに思います。

まず、発言のポイントということで、資料で、大体こういうふうな話をしたいというところを述べています。

まず、バターの不足から問題が端を発したんじゃないかと思っているんですけれども、間違った認識に基づいて議論が進行していったんじゃないかなというふうに思います。

先ほどから酪農家の所得向上とかいう話があるんですけど、実は、一九六五年以降、農業所得は勤労者世帯の所得を上回って推移しているわけなんです。有名な農業経済学者の、農業経済史をやっている人で、三嶋三三さんという方は、日本の農業、農村から貧困はもう消滅したんだ、というふうなことを言っているわけですね。

現に、後ろの参考資料を見ていただくとわかるんですけど、酪農家の平均所得は一千万円です。一千万円の人の所得を上回っているのか、それが農政の目的なのかというのは、私は若干疑問があるというところでございます。

それから、現行制度の骨格について御説明をして、現行制度の骨格というのは用途別乳価だ、こ

れが現行制度の基本的な中身であって、これから指定生産者団体制度とかプール乳価とか、いろいろな制度が派生しているということでございます。

それを踏まえて、今回の法案は目的を達成しているのかという議論をさせていただきたいと思えます。

端的に申し上げまして、六次産業化ということなんですけれども、これは今の現行の制度でもある程度対応できますし、特にチーズなんかは今の現行制度で十分です。それ以上の改正は必要ありません。そういうふうなところで、果たして六次産業化に貢献するのかという疑問があります。

それからもう一つ、これは重要なところなんですけれども、年間の販売計画を指定団体、生産者団体が決めるというところが、今回、農業界の意見としてこれが法案に反映されたんだと思うんですけれども、実は、製品をつくって売っているのはメーカーなんです。メーカーが、実需者の需要に合わせて、飲用にどれだけ回すのか、乳製品にどれだけ回すのか、そういうことを決めているわけなんです。乳業メーカーが決めて、酪農団体に対して、実は飲用としてこれだけ売ってほしいというのが、普通という今の現状だというふうに思っています。普通の現状だと思っています。

端的に言いますと、新日鉄は鉄板をトヨタに供給しています。でも、トヨタがどれだけ自動車を買収するかというのを、新日鉄が鉄板の販売計画を決めて、それに従ってトヨタに自動車を生産しなさいよ、そういうようなことを言っているようなものなんです。

したがって、今回のこの法案というのは、かなり基本的なところで問題点があるんじゃないかなというふうに私は思っております。

それから最後に、本当に正しい酪農政策というのはどうあるべきなのかという話をさせていただきたいと思えます。

まず、資料をちょっとめくっていただきたいと思います。思うんですけど、バター不足についての説明

は本当かということなんですけれども、新聞報道があつたんですが、これに私は本当にすごい違和感を感じました。

私は大体三十年ぐらい酪農政策とか酪農の状況をフォローしているはずなんですけれども、私が担当した平成元年ぐらゐも、ぬれ子の価格が、子牛の価格がかなりよくて、酪農経営も相当よかつたわけです。それに比べても、今の酪農経営というのは、はつきり言つて絶好調です。果たして所得向上が必要なのか、酪農の経営が赤字なのか、これは大きな疑問があるんだと思います。

五ページ目を見ていただくとわかるんですけども、結局、バターが不足したのは何かということなんです。

基本的に、端的に言つと、いろいろ関税で保護したとしても、国内の価格が上昇して、ある一定のところ以上に上昇して、輸入した方がもうかるということであれば、輸入が自動的に行われて、供給がふえて、価格は下がるはずなんです。バター不足も起こらないはずなんです。

ところが、ALICという、国家貿易制度を設けていて、これに対して農林水産省が、いつ、どれだけのバターとか脱脂粉乳を輸入するかというのを指令するわけですね。したがって、自由な市場というのがうまく機能しない。

したがって、本当に、規制改革会議がバター問題をとり上げるのであれば、ALICによる国家貿易制度を廃止する、こういう提言をすべきだったというふうに私は思います。

それから、六ページのところなんですけれども、現行酪農制度の本質というのは何かというと、基本的には、六六年の不足払い制度施行以前は一物一価だったわけです。飲用向けも加工向けも同じ乳価だったわけです。

したがって、何が起つたかという、加工向けで、乳業メーカーは、乳製品の価格が安いわけですから、それで一般と同じような乳価をやりうとすると赤字になってしまう。したがって、一般の飲用の製造についても、黒字を出す必要があ

る、つまり価格を抑える必要があつたわけですね。したがって、乳価紛争が絶えなかつたわけです。

これを防ごうと思つてやつたのが今の用途別乳価制度と不足払いなんです。つまり、今の加工向けの乳価を抑えて、不足払いも入れて抑えて、飲用向けの乳価を上げる、こういうことで乳価紛争がおさまつたわけです。

先ほど、飲用向けについては補償制度がないということは指摘があつたんですけれども、それはそうなんですけれども、実は、加工原料乳について不足払いをすることによって、しかも用途別乳価制度を導入することによって、乳価紛争は全くとおさまつてしまつた。つまり都府県の飲用乳価格の安定に貢献したんだ。これは多分、今までの酪農政策が決して間違つていなかったということの証拠だということに思います。

ただし、七ページを開いていただきたいと思うんですけれども、用途別乳価をする、そうすると、ある生産者が加工向けに販売する、あるいは別の生産者が飲用向けに販売する。そうすると、それぞれによつて、たまたま飲用向けに販売すると高い乳価が得られて、加工向けに販売すると低い乳価である、それでは不平等だということで、一元集荷、多元販売制度、指定団体制度ですね、一気に指定団体が集めて販売して、いろいろな乳価をプールして加重平均した乳価を生産者に支払う、こういう制度ができたわけでございます。

ただし、この指定団体制度が本当に機能しているのは、私は日本ではホクレンしかないんだと思います。極めて強力な独占を持っています。価格交渉についても価格決定権についてもほとんどホクレンが主導してやっております。それから、乳業工場の配乳権、これも、ほとんど都府県の指定団体ではここまで持つてゐることはないんだと思います。ただし、ホクレンは、不足払い法施行以降、配乳権を確立したわけですね。極めて強固な権能を持つてゐる。したがって、実はホクレンの

みが飲用向け、加工向けの用途別生乳の配乳権限を持つてゐるということなんです。つまり、今の法案の趣旨に一番合致してゐるのはホクレンだということなんです。

ということから考えると、もしホクレンの独占的機能が失われれば、用途別の販売計画というものは不可能になるということでもあります。何が起つてゐるかという、もし生産者に対して選択肢を拡大しようとする、第二ホクレン、第二指定団体を北海道でつくらざるを得ない。そうすると、配乳の販売計画というのは不可能になるということなんです。

逆に言つと、今のホクレンそのままを維持するということになれば、この法案の販売計画というのは意味を持つてゐるんです。だけれども、その場合には、法案の目的である生産者の選択肢をふやすという機能は、法の趣旨、目的は全く達成されないということになります。

下の方で、ほとんど都府県は飲用向けだというデータを示しております。

今申し上げた話は九ページ以降に書いております。論理的に言つと、もし北海道で第二ホクレンをつくつたとしても、今のホクレンは、ほとんどが加工向け、バター、脱脂粉乳向け、生クリーム向け、チーズ向けですから、プール乳価は低いわけですね、八十五円ぐらゐなんです。ところが、第二指定団体になると、当初は飲用向けが主体だと思ひます。そうすると、生産者としては、同じプール乳価が第二ホクレンの方が高いわけですね、飲用乳価の方が。そうすると、生産者はほとんどほとんど第二ホクレンに生乳を販売委託しようとするでしょう。

そうすると何が起るかという、論理的に言つと、何もなければ、第二ホクレンは全て飲用牛乳、ホクレンは加工原料乳のみというふうな形も予測されるわけですね。ただし、本当にそういうことが起るのかねということなんです。ホクレンというのは、大変力の強い独占的な事業体であります。かつて、一九九〇年代だと思ひ

ますけれども、ホクレンに対抗して別の農協をつくつて、肥料とか農薬を安く農家に供給しようとした北海道広域酪農というのがございます。ただし、この北海道広域酪農というのは、韓国から肥料を輸入してホクレンよりも三割安い価格で供給した、そういう成功があつたんですけれども、残念ながら、いつの間にか北海道広域酪農というのは消えてしまつたということでございます。何が背景にあつたのか、私は十分承知していません。いろいろな人に聞くんですけども、なかなか的を得た答えが返つてこないということでござい

す。それでは、十ページ、なぜ六次産業化に貢献しないのかという話なんですけれども、酪農家が飲用牛乳をつくる場合には、酪農家にとつて、飲用乳代のコストというのはプール乳価なんです。これは経済学で言う機会費用という概念なんですけれども、プール乳価で自分は生産できるわけなんです。だから、飲用工場のように、乳業メーカーのように高い飲用乳価を払うよりもはるかに有利になります。

それから、チーズ向け乳価、チーズ生産ですけれども、チーズについては、酪農家が例えばホクレンに生乳を売つてプール乳価で代金を得ます。その後にはホクレンからその生乳を買い戻して、買い戻すというのはチーズ乳価で物すごい安い価格で買い戻すわけです。そうすると、酪農家としては、高いプール乳価で売つて安いチーズ乳価で買い戻してチーズ生産した方がはるかに有利なわけです。つまり、現行の指定団体制度のもとでも、このチーズ生産については十分、むしろそつちの方が有利だということになるんだらうと思ひます。

それから、十一ページ以下は、いろいろな今の酪農団体が言つてゐることがはつきりよくわからない。冬場に加工向けに向けるといふんですけれども、冬場であっても飲用向けの需要はすごいわけですね。しかも、ここに書いてゐるように、飲用向けがキロ百円で、加工原料乳が補給金

込みでも八十五円だという状態のもとで、誰が安い加工向けに、冬場であっても販売しようとするのか。このロジックが私はさっぱりわからないというところでございます。

そういうふうなことをいろいろ、以下に書いております。特に十四ページなんですけれども、販売計画の申請をするんですけれども、ホクレンが北海道の生乳の一〇〇%を自分が販売するんだというふうな提案をしてきた、販売計画を提出してきた。ところが、第二ホクレンが、いや、うちは五〇%の生乳を扱うんだというふうな申請をやってきた。その場合に、全体の一五〇%の生乳の販売計画が二つの団体から出てくるということになります。こういう場合に、では、どういうふう調整するのか、私はよくわからないわけでございます。

はつきり言って、乳業者の契約書を添付しろというんですけれども、ホクレンの意向をそんたくした乳業メーカーが、第二ホクレンとそんな契約は交わしませんよと言われたら、今までどおりのホクレンの一〇〇%の生乳の販売計画が通ってしまふわけですね。そうすると、法の目的は達成できないというふうなことになります。

それから、十五ページなんですけれども、今まで御指摘された人と違って、私は、今回の措置というのは、完璧な、農林水産省の、悪い言葉で言うところ焼酎だというふうに思っています。

実は、加工原料乳の不足払い法は、北海道が市乳供給地帯になるまでの暫定措置法だったわけなんです。当時の畜産局長だった檜垣徳太郎さんという人が答えて、どれぐらい続くのか、いやまあ、続いて五年か十年ぐらいだろうな。そういうった制度が五十年も続いたわけですね。

したがって、今の状況から見ると、ほとんど今、北海道は、生クリーム向けというのを加えて辛うじて加工原料乳地帯になっているだけであって、従来のバター、脱脂粉乳からすると、もう加工原料乳地帯ではなくて、市乳供給地帯になっているというところで、また新しい仕組みを検討する

必要があるんじゃないかなというふうに思っています。

あと、最後になりましたけれども、十九ページなんですけれども、いろいろその途中の過程の前提を省略して申し上げますと、もう輸出を考えて、国内の需要はどんどん減少していきます。飲用牛乳についても、お茶の消費が伸びたために、飲用牛乳の消費が落ちたわけですね。そういうふうなことを考えると、輸出にしても価格競争力をつける必要がある。そうすると、今の用途別乳価という制度をやめて、もう一遍単一乳価に戻して安い価格で供給する。そういうふうなことをやらないと、なかなか、短期的な酪農、乳業の、一時的な延命措置はいいんですけれども、将来、人口減少時代で、日本の酪農、乳業が将来とも存続するというためには、オーストラリアが二〇〇年に制度改革をやったように、単一乳価に戻すべきだというふうに思っています。それで、なおかつ、国内の草地を使っている農家についてはEU型の単一直接支払いを導入すべきだというふうに私は考えております。

最後に、今、農本主義という言葉が盛んに言われるようになりましたけれども、戦前の農本主義の代表者と言われていた石黒忠篤の言葉を引用させていただきます。終わりたいと思います。

ここに、黄色に書いておりますように、国の本なるがゆえに農業をたつとするとするんだ、国の本たらざる農業は一顧の価値もないんだ、したがって、諸君に、真に国の本たる農民になつていただきたい。これを言つたときの真の国の本たる農民というのは、国民、消費者に食料である農産物を安く安定的に供給する、これが石黒忠篤が考えた真の農民だったというところでございます。どうも御清聴ありがとうございました。(拍手)

○北村委員長 ありがとうございます。

以上で参考人からの意見の開陳は終わりました。

○北村委員長 これより参考人に対する質疑に入

ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。伊東良孝君。

○伊東(良)委員 おはようございます。

四名の参考人の皆様、本当にありがとうございます。大変いいお話をお聞かせいただき、また共通認識を持つているな、そういう思いもさせていただいたところであります。

私、先ほどちょっとお話が出ましたけれども、北海道選出で、釧路、根室地方選出でありますので、私の地元である九八%は酪農であります。ごくわずかな畑作が少しあるというだけで、もうその大半が酪農地帯でありまして、今ようやく牧草も少し青々と伸び始めてきたという季節でございます。

指定団体、あるいは今回の問題等々につきましては、非常に地域としても関心が高く、なおかつまた、若い人たちが今意欲を持って酪農に取り組みもうとしている、その真つ最中でありまして、彼らを元気づけたい、あるいは将来、夢を持って酪農経営に当たらせたい、そんな思いがあるものでありますから、そこら辺を踏まえて、地元擁護に少し聞こえるかもしれないけれども、ぜひまた改めて御意見をお聞かせいただきたいと思います。

それではまず、酪農研究会の会長をされております須藤参考人にお聞きしたいと思います。

今お話の中で、指定団体による現行の役割、機能につきまして重要なものと認識をいただいているわけでありましてけれども、その一方で、生乳需要の量的拡大の時代は終わった、また一方で、バター不足の問題が生じたように、質的变化、とりわけ需要の多様化が進む状況に現行制度は十分に対応できていないのではないかというお話をいただいたところであります。

この生乳生産の十年、二十年の推移をずっと見てみますと、北海道も現在、生産量は約三百九十万トンでありますけれども、その十年、十五年、二十年前、これはもう本当に、それをさらに百万

トンも上回るような生産量を確保していたところでありました。日本全国でも、平成に入りまして八年、九年、十年、十一年、国内生産量は八百五十万トンぐらい、ずっとオーバーしてきていたわけでありまして、ずつとオーバーしてきていたわけでありまして、七十四万トン、ここら辺を行ったり来たりしているような状況でありまして、恐らくこれは都府県の酪農も北海道の酪農家も、年率二、三%ずつ、農家戸数の減少あるいはそれに伴う生産量の減少であるというふうに思うところでありますけれども、需給バランスがそこで崩れてきている。

だから、お話にありますように、牛乳は腐敗しやすく、そして、それがゆえにまず飲用乳として加工され、そして、近年需要の伸びております生クリームや液状製品に次に加工され、保存性のよいバター、脱脂粉乳にはその最後の方でこれが加工に回ることになります。需給調整的な役割を担っている部分も相当あるのかな、こう思うわけでありまして。

したがって、生産量がそうやって国内で百万トン以上もどんどん減ってきてますと、当然、バターに回る生乳の量も少なくなるわけでありまして。ただいま山下参考人からその裏話的なお話も聞かせていただきましたけれども、しかし、全体の総量を製品にそれぞれ仕向けていく、こうした中でバターが減少していったというのも事実であらうと思います。

したがって、指定団体制度が、須藤参考人おっしゃられるように、その機能がいわゆる十分対応できなくなつたということとは少し違うのかなという認識を私自身は持っているわけでありましてけれども、この点、まずちょっとお聞きしたいな、こう思います。

○須藤参考人 どうもありがとうございます。

ただいまの御質問ですけれども、指定団体が対応が難しくなつてきているのではないかとということでございますけれども、私は、それは質的な変化ということで、大変、酪農者が規模拡大をし

て、経営の選択肢というところで考えますと、やはり、一方的なところよりも、将来的に向けて経営戦略という意味でいろいろ考えていくというのは当然のことだと思っております。

そういうことで、今の特に法人経営の皆さんは、やはり数的な、量的な販売というのでも当然これは確保しなくてはなりません。しかしながら、そういう中で、現状に即応した多角経営というところでもやはりそれなりに目指していくというのの一つかなというふうに私は考えております。

そして、家族経営がこれだけ減っていくというのは、私は、乳価とかもうからないとかという以上に、やはり労働問題が一番根っこにあるんじゃないかなと。特に家族経営の皆さんというのは、三百六十五日働き続けてございます。酪農はそういうことでございます。

そういうことであるとすると、私もそういう期間が二十年間もありましたけれども、やはり、法人経営にして雇用をつくっていくということでそれを乗り切るということが最大の法人経営としてのメリットではないかなというふうに、それがやはり酪農が次へステップアップする大きな要因になっております。

ですから、家族経営の皆さんが大変な思いでやってきている中で、私の経験から申しますと、やはり酪農というのは、人を雇用して、それを機械にかえるという人も今出てきておりますけれども、まだ少数でございます。やはり人が大事です。そういった中で、交代ができて、雇用がやはり確実に確保できる場所でないとなかなか永続的な経営というのは難しいものでございます。そういうことで、家族経営の皆さんはリタイアしていく人が多いと私は考えております。

やはり、その家族経営ももちろん大切でございます。ですから、そこに、しっかりとした酪農ヘルパー制度とか、そういったものがしっかりとあることによって、家族経営の皆さんがリタイアをしない。乳価もそこそこの値段でございまして、そこそこでございます。こういう大変ありがたい

中で、今もうかっているというのは、牛乳本来のものでございまして。今は個体販売というのも大変元気でございまして、そういったところで、酪農の本来の経営というのをしっかりと見詰めたというふうには思っております。

質問から若干外れたところもございましてけれども、指定団体の機能というものは、これはもちろん当然大事でございまして。これを続けていきながら、なおかつ、酪農家の多様化というのやはり若干認めないわけにはいかない。これは、未来の私の後継者のためにも、私はそんなふうに思っております。

以上でございます。

○伊東(良)委員 ありがとうございます。

ロマンチックデリーファームという非常にロマンチックなお名前をつけられた大牧場でありまして、千二百頭規模の牧場は北海道でもそうたくさんないわけでありましてけれども、法人経営をしつかりなされているという姿は、本当に尊敬するところであります。参考人が会長をなされております酪農研究会には、私の地元からも、大きな規模の経営を目指している若手の経営者が参画をしているところであります。

今お話にも出ましたように、家族経営、小規模経営のところもたくさんあるわけでありまして、今、恐らく農水省は、この両者が成り立つように、もちろん大規模で進めるところは進めていただいて、それはもう畜産クラスター制度などを活用いただいて、どんどん規模を拡大する、あるいは、離農した後を買収されて、引き受けられて行う、これは非常に大事なことだというふうに思います。一方、小さな経営をされている家族経営の皆さんのための省力化事業というの今年度スタートをいたします。七月にも募集をするところであります。

こうした都府県の酪農と北海道の酪農、両方の実態をお聞きになっているかと思えます。また、大規模な御経営をされている参考人の会社と、今お話あった小さな、御夫婦二人で、あるいは家族

三、四人でおやりになっているところもたくさんあるわけでございますので、その辺の都府県と北海道の違い、あるいは大規模経営の法人経営、家族経営、この違い、役割。

そしてまた、先ほどからお話がちょっと出ておりますけれども、飲用乳は、これは大消費地周辺、本州に行きますと、百七十四平均で取引されるわけでありまして。しかし、加工乳に回りますと、これが七十八円、八十四円で取引される。もうその差、三十数円から四十円近い差が、たった一キログラム当たりの牛乳で差がつくわけです。

もちろん、だから北海道でも、参考人の皆さんお話しのように、これは飲用乳で売ればそれにこしたことはないわけでありまして、それが一番もうかる話であります。

しかし、三百九十万トン生産する北海道で、八割は加工に回さざるを得ない、一割しか飲用に回っていないという、これがもし間違つて、あと五％、あと一〇％本州方面に飲用で出荷されるということになりますと、これは実は大変なやはり需給バランスの崩れというものが生じ、あるいは価格の下落ということにもつながってくるかと思えます。

この辺のことも含めて、須藤参考人にちょっと、最後、一問だけお聞きしたいと思えます。

○須藤参考人 ただいまの御質問でございましてけれども、私が考えるに、これは私の個人的な見解でございます。よく北海道と都府県という、いろいろお話が出ておりますけれども、私は、以前から、そのすみ分けというのが、やはりこの補給金である程度はカバーできていたのかな、大変な補給金の意義があったな、そういうふうに思っております。

それはなぜかといいますと、やはり、今おっしゃいましたように、価格差がございまして。その価格差を埋めるために補給金がある。当然間に合いません、飲用乳に追いつくまではいきませんけれども、補給金が出ることによって、北海道の酪農の皆様は、都府県にも牛乳をあえて流通コスト

をかけて販売していくよりも、加工乳でもそれなりに補給金をもらえて経営が維持できるということだったと思えます。

ですから、北海道の皆様が頑張っていたのは、ある意味のコスト削減、自給飼料の広大な草地を有しておりますから、そういったものを最大限活用いたしまして、それでそのコスト割れをカバーするというのが、北海道の皆様のごからの生き方かなと。

都府県におきましては、土地基盤がございまして、正直。ということは、私のところでも、以前、少ない頭数のときは自給飼料をたくさん、十ヘクタールぐらいつくったこともございます。しかしながら、今、千頭になりました、とても自給飼料をつくるほどの土地が正直ございせん。どこを見つけても、私の群馬県のところでも、やはり野菜とかコンニャクの産地でございます。換金作物といえますか、やはりそういった作物をつくった方がいいわけでございます、となれば、やはり輸入飼料に頼らざるを得ません。

そういった中で経営を成り立たせるために、私は、ほぼ飲用乳で、九十数％飲用乳で群馬県は売れております。大変ありがたいというふうに思っております。そういうすみ分けがやはり現状でできているということが大変私は重要なことだと思っております。そして、今回の法律でもやはりそれは踏襲されるという中で、しっかりとそれが、未来永劫この補給金制度がしっかりと根づくということは大変大事なことだと思っております。

これは北海道の南北戦争を逆に私は緩和していただける。北海道が今、流通コストが大分、精度が上がって、安くなっています。それで北海道から牛乳が大変今、正直、入ってきております。それは、逆に言うと、今は本州が足りないんです。牛乳が足りないから、北海道からやむなく今高いコストをかけて持ってきています。それでも飲用で売れるわけですから、本州で、しっかりとした基盤があるにしても、やはりなかなか北海道さんのようなわけにはまいりません。そういう中で

やっているというのが現状でございます。

以上でございます。

○伊東良委員 時間ももうないという知らせが入りました。日大の小林参考人と北大の清水池参考人、お二方とも共通の御認識を持たれているのが先ほどわかりました。一部ちよつと違うところもありますけれども。時間があれば酪農マルキンについてそれぞれお聞きしたかったのでありますけれども。

小林参考人は、指定団体のさらなる強化、国の需給調整への関与を明確化する、こうたわれているところがあります。これについて、先ほど概略の御説明はありましたけれども、私の時間がありませんので、一言だけ、どうしてもここはというところだけ押さえていただきたい。

また、清水池参考人も、先ほどのお話はもう全く同感でございます。都府県と北海道の需給バランスの調整をされてきた補給金制度、あるいは今後この需給調整機能が喪失しかねないという危機感、こういったものをお聞きしたところでありましたので、再度、最も危惧する点についてお聞かせいただきたいと思ひます。

○小林参考人 ありがとうございます。

指定団体制度の強化につきましては、これは現在の指定団体十ブロックになっておりますが、それではメーカーあるいは量販店に対しての乳価交渉力という点でまだまだ弱いということであります。

これは例えば東京大学の鈴木先生が数量的に計測されていらつしやいますけれども、例えば、生産者が一とするとメーカーが九ですとか、逆に、メーカーと量販店の間でも一対九というふうな、非常に力の差がまだまだある。

こういう中では、現在、生産者の選択肢をふやすために指定団体制度を壊すということなんです、逆に、生産者がばらばらにされることによつて、さらに生産者の力が弱くなつてしまふ。これが一対九じゃなくて、一対十ですとかということになりかねないということを非常に心配しております。

ます。

ですから、これはイギリスの例でもう既に実証済みであります。オーストラリアについても、先ほど山下参考人からのお話がありましたけれども、二〇〇〇年で酪農改革で全て規制は撤廃したんです。ただ、その後、十年間は賠償支払いということで一戸について一千万円ぐらいの支払いをしました。結果、何が起つたかという、圧倒的に生産者の力が弱くなり、酪農家の協同組合が日本のキリンの子会社を買収されたりあるいはニュージーランドのフォンテラを買収されたりということ、生産者がばらばらになつて、スーパーでは牛乳戦争ということ、一リットル当たり一ドル以下で売り続けられているということ、非常に酪農家が苦境に陥つていふという事例があります。世界どこを見てもそういうふうな事例がある。これをどうしてきちつとして総括しないのかというのが非常に不思議であります。済みません、長くなつて。

部分委託についても、生産者の選択肢を広げるという、それは確かにそうかもしれませんが、現行制度の中でも、先ほど山下参考人がおつしたように、一日三トンまではできるわけですね。しかも、現行の制度の中では、ある意味では安定的に、自分が売れない部分は指定団体に委託販売することによつてプール乳価を保障してもらえます。売れ残りがないわけですね。そして、一日三トンまで加工、販売できる。こういう制度は非常にいいと思ひます。これは生産者にとつて有利であると思ひますし、今現在、一日当たり三トン以上を、あるいは三トン近くを自分で加工、販売しているところというのを私は知りません。

昨日も栃木で、みずから加工、販売されている農家の方のお話を伺いました。この方は、わずか二十頭で一億円の売り上げで、十人の雇用をされているそうです。これは販売力が非常に強いということ、そういうことができていて、この方はアウトサイダーでありますけれども、彼は、今の制度、指定制度というのが重要である、こういうマ

スはきちつとした指定団体に支えられることによって、自分たちのようなニッチが生き残ることができるんだ、この共存が大事だというふうに言つていらつしやいます。

もう一つは、二十頭でも生きていけるという経営ができるんだというお話も、非常に感銘を受けて聞いた次第です。

以上でございます。

○清水池参考人 御質問ありがとうございます。お答えいたします。

需給調整機能が失われたらどのようなことが懸念されるかということですが、大きく二つ考えられます。一つは、今は秩序立つて飲用向け、乳製品向けというふうな仕向けられておりまして、乳製品向けというものが外れてしまった場合、何度もお話しになっておりますけれども、飲用向けと乳製品向けを比べると、飲用向けの方が乳価が高いということで、飲用向けに販売が殺到するというのが考えられるわけです。そうしますと、飲用向け乳価は、販売競争が起きるわけですので、当然低下する。さらに、それは同時に共販において飲用向けが減るということなので、その結果、飲用向けがほとんど共販の外に出てしまふ、そのことによって共販のプール乳価も下がつてしまふということ、そうなることも生産者が得をしないということになつてしまひます。

あと、需給調整が失われると、今は、要は数量調整主体でやっているわけなんですけれども、もしも数量調整ができなくなると、価格で調整をしないといけなくなります。ですから、そうしますと乳価が大きく変動するようになりまして、経営への影響が大きくなります。さらに、乳価が大きく上下動すること、末端の製品も価格も大きく上下動することになり、それは、特に牛乳などは一般の消費者にとつて非常になじみのある、よく飲む、購入するものです。そういう製品が大きく価格が上下動するというようなことは、恐らく一般の消費者も望んでいないことかというふうな思われまふので、そういった点が懸

念されるかなというふうな考えております。

以上です。

○伊東良委員 時間ですので終わりますが、山下参考人には申しわけありませんでした。お話は十二分に承つたところであります。

ありがとうございます。

○北村委員長 次に、稲津久君。

○稲津委員 公明党の稲津久でございます。

きょうは、四名の参考人の方々にお越しをいただいて、大変貴重なお話を賜りまして、まことにありがとうございます。

また、これから短い時間ですけれども、私の方からも質問をさせていただいて、不明な点、あるいはまた今回の法整備においても少し中身を明らかにしていくという観点から、質問を順次させていただきます。

最初には、部分委託と全量委託ということについてお聞かせいただきたいと思つておるんですが、今、これに関連して需給調整の話も出しましたので、ここは、まず須藤参考人にお伺ひしたいと思つております。

結局、飲用乳と加工乳のバランスの問題というのは、ずっとこれは過去をさかのぼつて今日まで参りまして、その間に、いかにして需給調整していくのかということが一番大きな課題であつたということでございます。

私も一番懸念しているのは、仮に無条件の部分委託を認めたときに、当然これは現在の指定団体の集乳力というのは落ちてしまつて、結果として需給バランスが大きく崩れてしまふ。こうなると、我が国の酪農あるいは牛乳・乳製品の生産というものに大変重要な、そうした懸念が生まれてくる、このように思つておりました。今回のこの法案の中にも、結果として、いいところ取りとか不公平感を感じるような取引は基本的にできないんだということを、これから省令で、今後、法整備の後にそこはしっかりとつくっていく、こういうことがこれまでも農水省との質疑の中で議論されてきました。

そこで、もちろん現在の生産局長通知での全量委託というものもありますけれども、これも合意が可能であれば全量委託もできるというふうになるんだ、こうありますけれども、整理してお聞きしますけれども、この需給調整の問題、部分委託、これを具体的にどういった形で認めていくのが一番いいのかということについて、改めて須藤参考人にお伺いしたいと思います。

○須藤参考人 ありがとうございます。

私は、今までの制度の中で、無条件全量委託というの、一つは、方法論でいいますと、大変理にかなったやり方であったと思います。

しかしながら、だっただけだと言ったのは、やはり酪農家が、本当に酪農生産者として牛乳の原料供給者であり続けるのか、ちよつと格好いいことを言っちゃいますけれども、逆に、牛乳というものが、バルククーラーのところまで酪農家の仕事なのか。その先は、もうほかの人の仕事に現状はなっております。大変な作業分担保がされているわけございまして、私はそれはすごく結構なことだと思っております。だけれども、しかし一方で、果たして、未来永劫、そういうことで、本当にこの選択肢でいいのかなという疑問も持ちました。昨年、特に持ちました。

という中で、やはり、酪農家が自分の牛乳を自分で販売先も見つけたいとか決めたいとかという人もあつてしかるべきだな、そういうことも思いました。

となりますと、やはり今までの、一〇〇%の、全部持つていただけたらというのは大変ありがたいことでもありますが、先ほども言いましたように、いつもそれでもいいのかなという思いもしました。

そういう中で、やはり一筋の、もし風穴をあけてしまつと、それがまずいんだというお話もございします。しかしながら、私は、どつちをとるかという事で考えますと、これだけの指定団体さん、私も含めて、皆さん、ほぼ九十数%の人が、現状、指定団体に牛乳を出荷しております。ほぼ

数%の人だけです。その数%の人が需給調整に大変な弊害になるかという議論は、私はちよつとナセンスじゃないかなというふうに最近思つております。それが二〇%とか三〇%になったら、これは需給調整に大変弊害が出てくるんだと思います。数%の中でこれが一挙にどんどんふえるという事は、私は考えられないと思つています。大事な指定団体の中で今私たちが牛乳を販売していただいておりますけれども、その機能が失われることは、まず当面私はないというふうには思つています。

ですから、そういった希望の持てる選択肢は、ここで優先しても若干いいんじゃないかなと私は最近思つております。そこで考えをしていただきたいと思ひます。

○稲津委員 ありがとうございます。

それで、ちよつと当初の質問から少し想定したのを変えながらお聞きしたいと思ひます。今大変大事な論点のお話がありましたので。

ここは小林参考人と清水池参考人にお伺いしたいと思ひますけれども、今の部分委託と全量委託の話でございしますけれども、部分委託と全量委託の中で結果として需給バランスをどう整えていくのか、そういう根本的なことから考えていくと、例えば、やはり全量委託をしていただいているところの方が需給バランスについてはある程度大変な貢献をしているんじゃないか、こういう意見もたまにあります。

これも大事な視点かなと思つていまして、そこで、公平性の確保の観点から考えると、これは例えばという話ですけれども、合理的な条件、格差をつけたらどうなのか。すなわち、部分委託に比べて全量委託の方に少しメリットがあるような、そういう契約をすることも必要じゃないのか、こういう意見もあります。

これに対してどのような御意見をお持ちであるか、もしくは、需給調整における部分委託と全量委託のことについてというお話でも結構でございます。

ますので、お願いします。

○小林参考人 御質問ありがとうございます。

今の点は非常に重要だと思ひますけれども、先ほどの須藤参考人の御意見、ちよつと私、臍に落ちないといひましようか、どうしてなのかなというふうに思つた点が二つあります。

それは、現行の指定団体制度の中でも、先ほど申しましたけれども、一日三トンまでは部分委託といひましようか、自分で加工、販売するということが可能である、これが足りないということであれば、それはまたその話でありまして、現行でもそういう対応ができるんだ、それも、さらに、いわばインサイダーのままで部分委託といひましようか、自分で加工、販売するという方にとつて有利な形で行われているということが一点です。

それからもう一つは、現行の制度でも九五%が指定団体に加入していらつしやるといふことは、五%はいわゆるアウトサイダーである。みずから売り先を見つけて有利販売をされているという方が五%いらつしやいます。都府県においては、ある意味では補給金の恩恵というのは余りないわけでありまして、飲用で全て売り切るといふことができるのであれば、アウトサイダーになつてやるということも、今の体制の中でも選択肢としてあるのではないかと今ふに考えます。

今、委員の方からお尋ねの、全量委託についてはメリットがあればいいんじゃないかという話があつたんですが、そういう考え方もあると思ひますが、現行においては、多分、補給金というのがそういうものではないかというふうに思ひます。

インサイダーであれば補給金というものが支払われるということでありまふけれども、都府県においても、先ほど来申し上げているように、その金額というのは非常にわずかなものであります。都府県においては、それよりも、今の体制の中で北海道とのすみ分けをできている、そういう協調的な競争関係といひましようか、そういうことが

体制としてでき上がっているということが重要であつて、それが崩れるということが全ての酪農家にとつて不幸なことになるということになるのではないかと。

ですから、全量委託に対するメリット云々というの、部分委託との全量委託といふか、どのくらいの割合がいわば指定団体に結集するかということにもよると思ひますけれども、集送乳経費がこのたび新設されたりといふふうなことで、あまねく集乳されるということに対しては若干のメリットということになるかもしれませんが、それでも、基本的には加工原料に対しての集乳経費ですから、それほど都府県においては大きくはないと思ひます。

ですから、都府県においては今の体制といふものが必要でし、私がちよつと先走つて言ひましたのは、そういうものによつて都府県の酪農をぜひ支えるといふことを考えていただきたい。それがあある意味では、インサイダー、アウトサイダーに限らず生産を支えるといふ一つのセーフティーネット、岩盤になるのではないかと今ふに考えております。

以上です。

○清水池参考人 お答えします。

部分委託あるいは全量委託と需給調整の関係といふのは非常に難しい問題があります。確かに、全量委託の方が需給調整上はよろしいんですけども、そうしますと、販売の選択肢が非常に狭い。一方で、部分委託の場合は、確かに販売の選択肢は広いんですけども需給調整上の問題があるといふことは御指摘のとおりかというふうに思ひます。

ですから、ちよつとバランスのいいところがあるのかといふことを見つけないといひけないといふことなんですけれども、特に部分委託で共販外で売れる場合は、基本的には共販外で売るのは飲用向けになると思ひますけれども、飲用向けの販売リスクはやはり不安定な需要にあるといふこと

です。

恐らく、スーパーなどの場合ですと、気温とかあるいは特売の実施によって日々発注量は変わります。ですから、メーカーからしますと、日々生産量を微妙に調整していかないといけないわけですので、その分、生産者から必要とする牛乳量も日々微妙に変わっていくわけです。本来ですと、要はメーカーの必要とする量が日々変わっていくわけですから、それに生産者が売るわけですから、その変わっていくのに調整することも、調整するというのが飲用向けのリスクなわけなんですけれども、部分委託の場合は季節によってふえたり減ったりする分の残りを農協に出してはいけないという項目がつくられるのかもしれないけれども、実際問題、農協としては、組合員が望んでいる以上、なかなかそういう、直ちに拒否する、全部拒否するという話にもならないと思いますので、実際問題、そういう飲用向けの変動の帳尻合わせを共販が負わなければならないという事態が起きる可能性があると思っています。

ですから、そうしますと、本来は自分で負担しないといけないリスクを共販に負わせているわけですから、だからそういう意味で、今御指摘ありましたような、全量委託の場合と部分委託の場合で契約条件に差をつけることを容認するということも一つの考えとしてはあり得るのではないかと、いうふうに私は考えております。

以上です。

○稲津委員 ありがとうございます。

私、今御意見を伺った中で、最終的にここはやはり省令の中で、いいとこ取りができない、それから不公平感を感じない、それはさっぱり整理しなきゃいけない。特にやはり、計画はしっかり出していただいて、それに基づいた結果報告もしっかり出していただく、そこを丁寧にさっぱりやっておかないと崩れてしまうのかな、そういう不安があるんですけれども、今の御意見の中で一定程度整理ができたんじゃないかと私自身は思っております。

それで、もうあつという間に時間が来てしまいましたので、今度は少し、より酪農における根源的なお話についてお伺いしたいと思っています。

が、特に須藤参考人におかれましては、ロマンチックデリーフームということで、頭数、それから従業員の方も大勢いらっしゃって、大変大規模な経営をされていらっしゃると思います。

それで、きょうのお話の中でもありましたけれども、実際には我が国の生産現場というのは生乳の生産量が落ちてきているのが現実で、ただ、もう一方で、酪農の生産額というのは農業生産額の割合を占めるところまで来ているという、これも大きな話だと思っておりますが、しかし、共通に抱えている問題は後継者不足、人手不足、ここが一番の課題だと思っています。したがって、この後継者をもどくように育成していくのか。かつての時代とは大分違うと思うんですね、これからの若い方々ですとか。

そういう意味で、システムの、そして、その作業や何かの技術習得もそうですけども、もう一方では、総合的な、そういうソフト的な勉強もしなきゃいけないだろう。こういうことをいよいよ丁寧にやっていく時期に来ていると思うんですけれども、この辺についての須藤参考人の御意見をいただきたいと思います。

○須藤参考人 どうもありがとうございます。

私は、大規模法人経営だけがいいと思っているわけでもございません。日本の全体の七割、八割を支えていただいている家族経営の皆様というのは、本当に毎日必死でやっていると、思います。

そういう中で、何で家族経営の皆様がリタイアするかというのは、先ほどお話ししましたように、お金のことも労働力の問題だと私は思っております。そういう厳しい酪農の環境の中でやり続けなきゃならないということがかなり次の世代にも向けて大変負担になっている、そういうふうにも思っております。やはり一度牛を飼いはじめると、餌や水をやらないわけにいかないわけですから、餌や水をやらないわけにいかないわけですね。

の酪農でございます。

ということであると、やはり規模を拡大するか、やめるかになるわけでございます。となると、未来がどこで見えるかということ、やはり私はそこなんだと思います。技術革新はもちろん、やはり酪農という産業を、規模拡大をして一つの選択肢として選ぶか、多角化をして選ぶか、どちらかだと思います。

先ほど二十頭でも経営が成り立つと。成り立ちます。それは多角化をしてやはり創意工夫があるということなんです。そういうことがやはり酪農の、何というか最大の、奥が深い産業であるというふうに私は思っております。

ですから、この酪農を持続するためには、やはり若い世代の人が入ってきてもらわなきゃなりません。それにはやはり大規模化にして、雇用、福利厚生をしっかりと、私のところはそうなんですけれども、福利厚生をしっかりと、月に六日間休みを今とるようになっております。有休もとれます。やはりそういったシステムを酪農ができないんじゃないかと、やっていく。私はそこなんだと思っています。

ですから、家族経営が選択肢を選ぶのであれば、やはり多角化、六次化、そういう選択肢になるのかな、やり続けるにはですね。

ですから、やはりそういう意味で、今までの三トンプラというのには確かに十分でございます。しかしながら、委託とか、自分のところに工場がないとか、プレミアムじゃないとだめだとか、そういう当然制約がございます。ですから、そこで皆さんがハードルが高いのでございます。なかなかやり出せない。ですから、やり出せるためには、そこをハードルを低くしなきゃだめなんです。そういうところをやはりお願いしたいというふうにも思っております。そうすれば、もう少し、酪農が広い選択肢の中で経営戦略ができていく。それは酪農家を選ぶことです。そう思っています。

以上です。

○稲津委員 ありがとうございます。

山下参考人には、輸出のことを少しお聞きしたかったんですけれども、申しわけございません、時間が参りましたので、以上で終わらせていただきます。ありがとうございます。

○北村委員長 次に、岸本周平君。○岸本周平委員 おはようございます。民進党の岸本周平でございます。

きょうは、四人の参考人の皆さん、本当に、貴重なお時間をいただきまして、ありがとうございます。意見の陳述あるいは今までの質疑でも、いろいろと本心に参考になることを勉強させていただきました。

ちよつと広い観点からお聞きをしたいんですけれども、実は私自身、若いころ役人をやっておりますときに、新自由主義経済を信奉しておりました、小泉内閣、竹中大臣のもとで新自由主義を実行しておったわけでありまして。規制改革をして、競争を導入して、効率を優先していくということの中で世の中はよくなるんだろということを信じてやってまいりました。いろいろなことをやってまいりました。

その結果として一体世の中はどうなったんだろうかということ、私は二〇〇五年に選挙に出まして落選をして、四年間、草の根を回り、その後、反省をしております。新自由主義経済がもたらしたものは一体何だったんだろうかということ、トータルで見たときに、いろいろなデメリットもあったのではないだろうかというふうに思っております。

例えば、町からお米屋さんが消えました。酒屋さんが消えました。薬屋さんも消えました。たばこ屋さんも消えました。大型の小売の店、ショッピングモールへ行けば、大変安い値段で物が買えるようになります。しかし、地域の町のお米屋さんとか酒屋さんというのは、ボランティアで町内会長とか自治会長をやっている、その地域をまとめ

てきていた方々なんですね。私の和歌山市では、そういう意味で、地域が崩壊し、コミュニティが崩壊する場面が幾つかありました。そして、お年を召して車に乗れなくなると、安売りの酒屋に軽四で買いに行けなくなる。

そういうことを目にして、規制改革をして競争優先で全てが万能だということではどうもないのではないかという思いをしている中で、この法案が本当にうまくいくんだらうかというふうに漠然と不安を持っているわけであります。

そういう意味で、一国民としてもお聞きしたいことがたくさんあるわけでありますが、まず、現実、今お話にも少しありましたが、まず、小売、スーパーマーケット、最後に消費者に物を売る人たちが、そして乳業メーカーの皆さん、そして酪農家の皆さん、いろいろなステージがあるわけですが、その力関係が非常にアンバランスになって、それが新自由主義経済の進展とともに、この分野でも力の差が拡大しているのではないだろうかという思いがあります。

実際、企業物価を見ても、川上では上がってきたんですね、この十年間。デフレと言われても、企業物価は川上では上がってきたんですが、川中、川下に行くところ、マイナスになってしまふ。激しい競争が行われているわけであります。

まず、四人の方に聞きたいんですけど、小林先生、清水池先生、山下先生の順、そして最後に須藤先生、現場の感覚として、スーパー、乳業メーカー、酪農家、このトータル、今私たちが議論している対象の現場の状況についての御所感をお伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○小林参考人 御質問ありがとうございます。私も、この畜安法一部改定案を初めとする農業競争力強化支援関連八法については、これはいわゆる新自由主義に基づく農村、農業を破壊するような政策になっているのではないかと非常に危惧します。

岸本先生の地元である和歌山は一番酪農家が少ないということですが、本当になくなってしまふのではないかと、そのことがどういうことをもたらすのかということをぜひ考えていただきたい。

酪農は、ただ生乳を生産するだけではない、そういう役割を持っていると思うんですね。私たちの提言の中にも四つの役割というのを書いてあります。生乳生産ですとか雇用の創出、あるいは生産者の所得を確保するとかというようなことがありまふけれども、あるいは命の教育ということ、私たちがやっておりますが、酪農教育ファームという取り組みをやっております。

もう一つは、国土を保全するという、今至るところに耕作放棄地があるという中で、私たちは畜産的な利用ということで、もともと放牧ですとかあるいは飼料作物に利用するということがよって、この四百六十万ヘクタールという農地をもっとも活用しなくちゃ、日本の国土というものは本当にだめになってしまうのではないかとこの危惧を持っております。

ちょっと長くなって申しわけないんですが、私、全日本鹿協会という鹿の事務局をやっております、御案内のように、野生鳥獣問題というのは非常に深刻化しております、農村の中では自分みずからが柵の中に入って仕事しなくちゃいけないというふうな状況があります。

最近ではアーバンディアという言葉があるように、都市にどんどん出てきているというその問題もあるんですが、同時に、鹿の害禍というものが、山林の下草を全部食べてしまふ。そして、今の山林というのは間伐が行き届かない、いわゆる線香のように細い木でありますので、一旦雨が降ると、それが土砂崩れになって山崩れになって、都市災害を及ぼすというふうな状況が今あちこちに出てくるんですね。

そういった状況を何とか押しとどめようというためには、畜産的な利用、大家畜が農地をきちっと利用するということが、本当に日本の国土を守る

という、我々の子、孫世代のためには重要であつて、そのためには、日本全国に酪農家がいる、家族経営がいろいろあることが本当に必要である。たまた北海道の一部の地域の特産物にしてはいけないというふうな思っております。そのことが基本的な考えであります。

ですから、再三申しているように、生産者がばらばらになつてしまふような今回の改定というものは大反対であります、今でさえ生産者の力が弱いという中で、それをさらにみずからの選択肢を広めるといふ考えもあるんですが、それは逆に生産者がばらばらになつてしまふ。

これは二十年前にイギリスのマーケティングボードの廃止のときに、酪農家がそういうふうな言ったんです、みずからの選択肢を広げるためにマーケティングボードをやめましよう。その結果どうなったか。乳価が乱高下し、酪農所得が低下し、本当に苦境に陥つています。そのときに選択肢を広げたいというふうにおつちやつた酪農家が二十年后に日本に来て、あのときのあのことは間違つていた、二十年前に戻りたい、二十年前に戻れるのであれば戻りたい、だから日本はそういうことをしなさいけないというふうに言つておつたんですね。

それが全て私の回答だと思ひます。ありがとうございます。

○清水池参考人 御質問ありがとうございます。お答えいたします。

パワーバランスに関する御質問だったかと理解しておりますけれども、こういう点でいいますと、十年ほど前に飼料価格の高騰がございまして、酪農家の生乳生産費が非常に高くなりまして、そのときに、乳価の値上げというものが非常に大きな問題になりましたけれども、十年たつてどういふふうな評価すべきかということなんです。

状況を見ますと、乳業メーカーと生産者団体の間の、これは私、北海道のことを中心に見ておりますので、ちょっと都府県とは若干異なるかもし

れませぬけれども、メーカーと生産者団体の間にしましては、やはり乳業メーカーも牛乳と乳製品の原料のかなりの部分を国内酪農に依存しております。ですから、両者の関係性も、完全に協調しているわけではないんですけども、ある程度お互いの利益を考えながらの交渉ということになつていふんじゃないかと思ひます。

問題なのは、乳業メーカーとスーパーとの間の問題がやはりありまして、これは牛乳の価格を見ますと、乳価の値上がりによつて一定程度転嫁されたところと見ることが出来るんですが、牛乳は非常に特売の対象にもなりやすいということもありまして、価格がやはり下がる方向に動きやすいということ、その点でいうと、メーカーとスーパーとのパワーバランスという意味で、やはりスーパーの方がかなり強いかなという印象があります。

一方、乳製品に關してなんですか、これはやはりちょっと若干様相が違ふのではないかと思ひております、特に私も厳密に見ていないわけではありませんが、バターの小売価格や国産チーズの小売価格などを見ますと、十年前と比べると相当高くなつております。これは、生産者とメーカーとの間の価格転嫁、乳価の引き上げも行われたというところもありまして、メーカーとスーパーとの間の価格転嫁も比較的スムーズにいつているのかなと。

これはやはり、乳製品を供給するメーカー自体が限られているということで、スーパーとの交渉力もあるということもあります、基本的には北海道が乳製品向けの生乳の供給地帯ですが、ホクレンが指定団体として配乳権も含めてしっかりとした価格交渉力を持っているということが、やはりこの違いの一つの要因なのではないかなというふうに私は考えております。

ですから、やはり指定団体の機能の強化という面は、そういった意味でも非常に重要であるというふうな考えております。

○山下参考人 お答えします。

私は岡山出身で、和歌山とは一字違いで紛らわしいですけれども。

おっしゃるとおり、酒屋とか米屋さんはいなくなりまして。私の町の商店街で、もう誰もいないですね。みんなゴースタウンになりました。シャッター通りという以上にゴースタウンなんです。でも、誰も、国が悪い、国の政策が悪い、俺の所得を上げよ、上げてくれなんて言う人はいないですね。酪農家は一千万円の所得です。この酪農家の所得を上げてくれというのはちよっとおかしいんじゃないかな、もって国としてはやるべきことがいっぱいあるんじゃないかなというふうに私は思います。

それと、スーパーとの力関係なんですけれども、私は異なる意見を持っています。

スーパーは確かにバイイングパワーということ、それは私が農水省にいたとき、もう三十年前ぐらいから言われています。でも、何で牛乳だけバイイングパワーがあるのかねということなんです。酪農の先生方がおっしゃるのは、牛乳についてバイイングパワーはひどいと言ってますね。でも、野菜とか豆腐とか、ではバイイングパワーはないんですかということなんです。

スーパーは、自分たちが消費者と向き合っていますから、どれだけの値段で売れるかということから仕入れ値を決めるわけです。これは当たり前の話なんです。消費者が志向しなければ高い値段はつけられないわけです。バターが不足したらバターが高くなる、そうすると、高い価格でバターを乳業メーカーから買えるわけですね。

それと、私の資料にありますように、乳価は上昇しています。よく酪農の先生方がおっしゃるのは、スーパーのバイイングパワーが高いから乳価が上げられないんだ、下げられるんだというわけですね。

この農林水産省の統計です、プール乳価は上がっています。でも、上がったときに、ではスーパーの牛乳の価格はどうなっているか。牛乳の価格はスーパーは上げていません。なぜかという

と、飲用乳価の価格の上昇分、つまり、乳業メーカーから仕入れる価格の上昇分はスーパーが吸収したわけですね。自分たちの利益を削って、安定した価格で供給したということですね。それは先ほど価格が変動するという話があるんですけど、でも、では野菜はどうなんですか。野菜も価格は変動します。野菜農家は、この価格の変動はおかしいなんて誰も言わないわけですね。

それから、確かに国土保全のために土地利用型の酪農は必要です。では、それなら何でEUがやっているように面積当たりの直接支払いを全部共通で、米であろうが酪農であろうが肉用牛であろうが全部一緒に払わないんですかということなんです。それをやることによって、用途別乳価とか変に市場をゆがめるようなことはやらずに、これは新自由主義じゃないわけですね、自由にやるんだけれども、それでなおかつ国土保全になるようなものについては補填していく、これがあるべき農政の姿じゃないかなと思います。

最後に申し上げましたけれども、今のアメリカからトウモロコシを輸入して、それを加工するだけの畜産、食料危機が起こったときに何も貢献しないわけですね。シーレーンが破壊されたらどうなるんですか、日本の酪農、畜産は崩壊しますよ。それから、酪農、畜産は、トウモロコシを輸入して、ふん尿をまき散らしているわけですね。むしろ、OECDの汚染者負担の原則からすると、酪農や畜産に対しては課税をすべきなんです。これが本当の経済学だというふうに私は思っています。

過激なことを言っただけで済ませませんでした。○須藤参考人 酪農は生命産業と言われているんです。今まで、指定団体制度という中で本当に重要な制度だと私は思っています。私も、それで法人経営も成り立っていますし、この制度は絶対なくしてもらいたくないです。

しかし一方で、ずっと五十年間、安定の箱の中に酪農があつてやってきて、何でこんなに安定しているのにやめちゃうのかな、そこが一番問題な

んです。安定している制度の中でやってきた私たちが一人一人やめていく。何でやめていくのか、大変そこが重要だと思っています。それを取り戻すために何かをやったりしていくというのが重要課題だというふうに私は思っています。

私たち酪農家が何ができるのか、やはり後継者を育てることです。まずそこが私は一義だと思っております。

本間に、牛乳が水より安いと言われております。でも、そういう牛乳が、安定した経営の中で私は息づいているというふうに思っております。しかしながら、やはりやめていく人の思いを考えると、本間に酪農家というのが楽しい仕事なのか、そこに最後は行き着くのかなというふうに思っています。楽しくやるために酪農はある、いろいろ考えて酪農をやる、それが生産者のだいご味であります。

そのだいご味を少しでも深化させて、スーパーに、大手メーカーさんだけではなくて、やはり個々の生産者の顔が見える、そういう商品が並べばまた違うのかなというふうにも思っております。私も昨年から乳製品販売を少しずつ始めてみました。うれしいです。

そういう思いを酪農家が持てるような、そういう制度にしてもいいなというのが本音でございます。

以上です。

○岸本委員 ありがとうございます。もう時間がなくなりましたので、最後に一つだけ、山下参考人にお聞きしたいと思っております。

バターがなぜ不足したのかという御見解、私も全く同感なんですけれども、要するに、バターと脱脂粉乳に水を加えると牛乳になるんですよ。だから、脱脂粉乳にするのかバターにするのか、これが大きな農林水産省の問題だったと思いますし、ALICの問題があると思います。

TTP、これは、いずれはどこかで、二国間かTPP11かは別にして、我々はどう一度直面せざるを得ないという中で、脱脂粉乳とバターについ

ては低関税のTPP枠ができています。六万トン、六年目から七万トン。

さらに、私はホエーに物すごく注目しています。ホエーこそが大問題で、ホエーは時間がかかりますけれども、これは関税ゼロになるんですね。ホエーが入ってきて、日本は本間にそうなる、何にでもできちゃうわけですね、ホエーは。

そういう意味で、ALICの問題も含めて少し山下参考人の御意見をお聞きしたいと思います。

○山下参考人 おっしゃるとおりだと思います。アメリカはどういうふうな交渉態度をこれまで畜産についてとってきたかというと、かつては、牛肉の輸入数量制限を廃止する、これは牛肉・かんきつ交渉、八〇年代、九〇年代の交渉だったわけですね。そのときに何が起ったかという、牛肉についてはアメリカで生産していくと言ったわけですね。アメリカの競争力が高かったわけですね。

その次に、実は私は、ガット・ウルグアイ・ラウンド交渉を担当しました。農業協定の最終的なドラフティング交渉の、世界の中で十人のうちの一人なんです。でも、そのときにアメリカと交渉しましたけれども、豚肉についての自由化は一切言わなかったんです。なぜならば、当時、豚肉についてはアメリカは競争力がなかったわけですね。では、どうするか。日本に飼料を輸出して豚肉を生産して、豚肉について国境へ、日本の豚肉産業を守らせた方がアメリカにとって有利だったからです。

それと同じようなことがバター、脱脂粉乳について言えるわけですね。バター、脱脂粉乳については、アメリカは競争力がありません。ニュージー、オーストラリアの方が競争力があるわけですね。だから、アメリカにとっては、じゃんすか餌用のトウモロコシを日本に輸出して、バター、脱脂粉乳については関税で守らせた方がアメリカにとって有利なわけですね。

ホエーは違います。ホエーはチーズの副産物です。アメリカは、ガット・ウルグアイ・ラウンド

交渉のときから、ホエーについては日本に対する自由化圧力の要求を強めていました。したがって、バター、脱脂粉乳のA.L.I.C.の国貿の枠以外にホエー枠を、本来、常識的に言えば、あの範囲内でホエーの枠を、ホエーも輸入できるといのが我々の理解だったんですけれども、アメリカの強い要求によってホエーを別枠をつけたわけですね。それは今日まで来ているんですけれども、アメリカはホエーの自由化要求をして、ホエーは関税が撤廃されるということになります。

ホエーは、実は脱脂粉乳と成分的に競合しています。そうすると、ホエーがどんどん入ってくるということは、脱脂粉乳の国内での供給がホエーが入ることによって縮小します。そうすると、今までは脱脂粉乳に合わせて生乳生産をしていますから、加工向けの生乳生産は縮小せざるを得ないわけです。そうすると、生乳からバターと脱脂粉乳が一对で出てきますから、バターの生産量が減ります。そうすると、バターをもっともって輸入しなければならぬ、こういう帰結になると思っています。

そのためには何をしなければならぬかということ、本来であれば、ホエーなんかも含めて、もっとバター、脱脂粉乳の国内の酪農の競争力を上げるべきだ、そこが本来の筋だというふうに私は思っています。御指摘のとおりだと思います。

○岸本委員 どうもありがとうございます。これで終わります。

○北村委員長 次に、畠山和也君。

○畠山委員 日本共産党の畠山和也です。

四人の参考人の皆様には、本当に貴重な御意見をいただきました、ありがとうございます。本当に、この法案の重要性が反映して思うんですが、非常にたくさん御意見をお聞きしましたので、私からの質問は手短かに、端的にして、できる限りお話を聞かせただけだと思っております。

それで、四人の参考人に共通してまず聞きたいのが、この法案が生産者の所得向上にどれだけ資

するかとということです。

山下参考人はそもそも所得の向上性の必要がないという前提がありますけれども、理屈の問題としてどのように作用するかということを含めて四人にお聞きしたいんですが、そもそも、押しなべて生産者の所得向上になるのか。地域があるいは規模が、さまざまなことも含めて考えられますし、当面なか中長期的なのか。さまざまなお立場から、所得向上にかかわってこの法案の果たす役割、果たさない役割について率直なことをお聞きしたいと思っています。

これは先ほど、前提が違うということもありましたので、山下参考人から御意見をいただき、その後、須藤参考人、小林参考人、清水池参考人の順でお願いしたいと思っています。

○山下参考人 もし、その所得向上が農政の目的だということであるとしても、この法案自体は所得の向上にほとんど寄与しないというふうに思っています。

実は、私の資料の九ページのところに書いてあるんですけども、もし、第二指定団体、第二ホクレンというのができたとして、そうすると、生乳が第二ホクレンに行くでしょう。第二ホクレンの方がプール乳価は高いわけですね。ホクレンの方が全部やっていると、加工向け乳代が全体のプール乳価の水準を下げるわけですね。飲用向けを主体にして第二ホクレンというのができるとすれば、それは、高いプール乳価が、飲用向け乳価がほとんどプール乳価になりますから、百円ぐらいの乳代になるわけですね。今でいくと、もっと超えているんですかね。そうすると、八十円ぐらいのプール乳価をホクレンに出してホクレンからもうよりも、百円のプール乳価をもらった方が有利だということで、生乳はホクレンから第二指定団体に流れていくと思います。

ところが、これは、全体の生乳の需給、飲用向けと加工向けの比率が変わらないということであれば、全体の北海道の四百万トン近い生乳の配分が第二指定団体とホクレンの間で変わっていくだけであって、全体の飲用向けの比率が上がらない限り、トータルとしての酪農の所得の向上にはつながらないというふうに思います。

○須藤参考人 今、牛乳が本場に足りないんですね。ということであると、私たちが、幾らやめる人の分を法人経営、大規模経営がサポートしても、追いつかないですね。という中で、今後五年後、十年後、もっと牛乳が減っちゃって、本場に価格がどんと上がるのか。こういう需給調整の中で、安定化というのが最大の要因でございまして、大事なことです。

しかしながら、これだけ牛乳が減って、ないということであると、加工に回す牛乳も当然少ないわけでございます。となると、本場に、酪農家は、牛乳だけではなくて、個体販売というものが大変今景気がよろこびまして、それで大変もうかっているように見えております。しかしながら、本当は牛乳屋さんなんです。ですから、牛乳がいかに利益を生まないか、酪農家は継続がでないわけでございます。大麥、個体販売というのは一過性のものが強いわけでございます。いつまた安くなるかというのはわかりません。

今、酪農家が減って、牛を生産する農家が当然減っているわけでございます。ですから、牛も足りないんです。ですから、そういう悪循環が今つながって連鎖が起きて、こんなに牛が高いんです。

酪農は、肉牛屋さん、肥育屋さんの下請もしております。酪農の中で、和牛だとかF1と言われる一代交雑種も酪農家が一生懸命つくっております。となりますと、酪農というのがなくてはならない。それは、肉牛屋さんも困るんです。となりますと、同じ牛屋さんですけれども、お互いにリンクして、ともにウイン・ウインの関係になっていかないと所得向上は望めません。

ですから、私たちは、今、景気がいいお肉の方にシフトしている人が多いわけでございます。牛乳はそんなに搾りなくてもいいや、まあまあいいや、もう少しこの高いお肉で稼ごうというの

が、今、日本の酪農家のスタイルです。これがどこまで続くのかわかりませんが、酪農が衰退している中で、今、減少が起きているわけでございます。だから、そこを何とかしないと右肩上がりにはなりません。酪農家がふえていかなければ肥育屋さんもふえないんです。そういう循環をどこかで断ち切らないと私は難しいと思っています。

ですから、この法案がもしそれに寄与することであれば、下支えをしてくれるとなれば、ほかにするものがございせんから、ぜひひとつやっていただかざるを得ないかなというふうに私は正直思っております。

以上です。

○小林参考人 御質問ありがとうございます。最初に、酪農所得の現状について事実確認をしたいと思うんですが、一千万円あるじゃないかというお話があったんですが、これは多分北海道の酪農家のことだと思んですが、ただ、これも、大体酪農家は二人半ぐらいの方が働いてやっておりますので、一人当たりだと四百万円ということ、それは高いとは思わないですね。

もう一つ、事実認識として、統計を見ますと、平成十二年ぐらいまでのいわゆる不足払いがきつちと機能していたころまでは、一キログラム当たりは右肩上がりになってきて、それと同時に規模拡大がありましたので、総所得は上がってきております。その後、制度改革等がありまして、酪農家の所得というのは、結構、右下がりで、あるいは変動しているという状況で、最初申し上げましたように、平成二十年は一時間当たりの所得が七百六十六円、世帯全体で四百五十万円、そういう所得までに落ちてしまったという問題があります。

そういう状況があらわれてしまったら、そこで酪農家の方はやめてしまおう、やめてしまったらそれを回復するというのは非常に難しいということです。ですから、セーフティーネットということをぜひ入れていただきたいということを申し上げ

ているわけです。

ですから、所得が高いときは何も所得を補填するようなのは要らないわけですが、そういつた所得が非常に急激に落ち込むようなときにちゃんとしたセーフティネットがあるということと、安心して、後継者ですとかあるいは若い新規参入者が酪農に参入できるというような環境をつくっていただきたいというのが一つです。

やはり後継者が、価格が多いというのは、所得が多い、規模が大きいということとパラレルです。ですから、やはり所得というものは重要だということに思っております。

最近では、一キロ当たり所得はおつこつしています。これは乳価が上がっていることで、結果的には、その差額である所得が下がっているということとであります。

今は上がっているというお話がありました。これも今、須藤参考人の方から御説明があったように、個体販売が異常に高くなっているということと、いわば酪農家が息づいていないという状況があります。ただ、これは異常であつて、非常に問題がある状況であるというふうに考えています。九十万、百万円のはらみの牛を買って、その後、どうなるのかということがあります。

もう一つ、酪農の委員会ですけれども、肉牛経営、これも酪農がリンクしていることで、肉牛経営、酪農経営が今、子牛は一時的な個体販売価格の高騰で潤っていますが、こんなことが未来永劫続くということは誰も考えていません。ですから、この時期にもうやめちやおうという農家の方々が結構いますし、一番問題なのは、肥育経営が、あと二年して、八十万、九十万で買った子牛を幾らで売れるのか、百二十万、三十万で本当に売れるのか。そのときに、一体、どういうことが日本で肥育牛経営に起こるのか、非常に大きな問題だと思ひます。

日本の中から肥育牛経営がなくなってしまうというのはちょっとオーバーかもしれませんが、そ

のくらの問題があつて、それに対しての対処というのになつていないのではないかと。つまり、PPP絡みで、新マルキンですとか豚マルキンが法制化されるのを見送られているというふうに聞いておりますが、今やらなければ、二年後、間に合わないわけですね。そのときにどうなるのかということも本心に心配しております。

先ほどの御質問、この改定案が酪農家の所得に寄与するかどうかということだつたと思うんですが、短期的には、北海道を中心として支払われる補給金の総額というのはいくらふえようと思ひますが、中長期的に見ると、繰り返しますように、指定生乳生産者団体制度が崩れることによつて競争が激化し、結果的には、酪農家の所得は低下するのではないかという状況になつてしまうのではないかと思ひます。

以上です。

○清水池参考人 御質問ありがとうございます。お答えいたします。

今回の改正法案の中身で制度を変えても、生産者の所得が押しなべて上がるということにはならないと思ひます。当然ながら、この制度は所得補償制度でございますので、そういう効果はあります。一部の生産者の所得を上げる効果はあるというふうには思ひますけれども、そうでない人の方が多くというふうにも思ひます。

今回の制度改正は、要は、生産者の販売選択肢をふやすということがポイントだと思ひますけれども、その場合に、自分で乳製品を加工するか、あるいはメーカーと直接つながつて乳製品を加工するという方法が一つあると思ひますけれども、いわゆる六次化も含むことですが、これに関しては、この制度改正で特に六次化がしやすいと思われるわけでは必ずしもありません。なぜなら、自家加工に関しては、今の部分委託の制度でもできます。

あと、これからの乳製品の加工で非常に大事なものはチーズだと私は思ひますけれども、山

下参考人も言われておりましたが、チーズに関しては、共販が非常にチーズ乳価を安く供給しておりますので、むしろ、その共販の中にとどまつた状態で、共販から買いながらチーズをつくつた方が非常に有利なわけですね。

ですから、北海道にも非常にいわゆる小規模なチーズ工房がふえてきておりまして、技術もかなり水準も上がつております。一部はヨーロッパ並みになつていとも言われておりますけれども、ですから、そういう意味でいうと、もしもそういうチーズ業者さんたちが共販の外から、共販を通さずに買うとかとなりますと、非常に高い乳価を払わないといけなくなつてしまいますので、多分、多くの工房の経営が成り立たなくなるおそれがあります。ですから、むしろ共販が大事ということになります。

一方、飲用向けに関しては、先ほども少し申し上げましたけれども、今まで乳製品主体だったものを飲用向けで仮にある生産者が売ることができれば、確かに一時的に所得がふえる可能性はあります。

ですが、先ほども申し上げましたように、それによつて飲用向け市場の競争が非常に強まつてしまふと飲用向け乳価が下がつてしまふので、ですから、そうしますと、結局、その所得向上の効果は長続きしないのではないかとこのように考えております。

以上です。

○畠山委員 ありがとうございます。

四人の参考人に共通して、疑問符がつくというふうには理解させていただきます。所得向上に直接すぐに結びつく法案ではないというふうには私は理解しております。

それで、これは清水池参考人にお聞きしたいんですが、けれども、便宜上、インとアウトという言葉を使つていただきますが、インとアウトにかかわつて、もうたくさんいろいろな方々とお会いしてきていると伺つています。

それで、きょうも話になつていいる選択の幅を拡

大するという点では、例えば日量三トンというのを今回みたいに全部撤廃するのでなく、これまでも、一トンから三トンとか、限定的というか緩やかといひますか、実情に応じる形で選択の幅の拡大ということばされてきたと思ひます。

生産者の創意を生かす道と、そして安定的な経営を図る、これは先ほどからある需給調整とかを含めた総体としての政策のパッケージにもかかわると思ひますが、やはりこれが両立されていくことは大事だろつと思ひます。

今回のような三トン撤廃をいきなり行うということは余りにも行き過ぎであると私は思ひますが、生産者の創意をやはり段階的に丁寧に生かしていく道ということは同時に必要だと思ひますが、実際にいろいろな方々のお話を聞いていて、清水池参考人の御感想をせつかくですのでお聞かせいただければと思ひます。

○清水池参考人 お答えいたします。

部分委託の問題も含めて、販売選択肢の幅と全体的な安定のバランスというものが非常に重要になつてくると思ひます。

特に、部分委託の上限撤廃に関しては、私は、ちよつとこれは、いきなり撤廃するのはやはりやり過ぎであるというふうに感じておりまして、何らかの制限を残すべきであるというふうに考えております。

実際に、部分委託の条件をどうするかというのは政省令等で規定されるということもあるんですが、けれども、今の内容が余り抑制的なものになつていないので、実際に生産者と農協との契約の中で具体的には決まていくというふうになると思ひますが、その場合、農協は組合員のための組織ですので、生産者からいろいろ要望があれば可能な限り受けていくというのがやはり農協のあり方なんでしょうけれども、でも、そうしますと、全体の安定という意味では非常に問題が出てくる場合もあるもので、それは完全に民間にその辺は任せるのではなくて、国である程度の基準を設けるのがやはり妥当であらうというふうに考えております。

す。

いろいろな方とお話ししてありますが、要は、極端なことをお互いに望んでいるわけではなくて、お互いが納得できる着地点を見つけたというふうには当然考えていらっしゃるわけですが、それでも、それが今の状態だと、何も菌どめがない中で、ただ、ではやってくださいとなると、やはり全体としてコントロールするのが難しい状況になってしまっておそれがあるので、その辺は、ですから、一定の基準があつた方がいいのではないかと考えております。

○畠山委員 ありがとうございます。

そこで、最後に、年間販売計画を国の方で定めるといふことについてお聞きしたいんです。これは、小林参考人と清水池参考人にお伺いします。一言で言えば、実質、それは担保となるのか、ならないのか、この点についての所見を最後に伺えればと思います。

○小林参考人 ありがとうございます。

年間販売計画自体は重要だと思ひますけれども、それが本当に担保になるかという、計画と実績の乖離というのがどんなふうになるのかということも考えますと、ちよつとクエスチョンマークをつけたいということが率直なところでございます。

以上です。

○清水池参考人 お答えいたします。

年間販売計画に関しては、確かに、そのようなものがないと、法として需給の安定を目指すというものにならないんですけれども、先ほどの意見陳述でも申し上げましたが、計画というのはあくまでも計画にすぎませんが、年間計画、年間トータルでの計画はそれなりに意味があるんですけれども、月単位とかになってきますと、やはり計画からずれてくることもあります。

しかも、その事前に立てた計画を守っていれば需給が安定するのではなくて、先ほども言いましたように、予定、計画からずれてくれば、フレキシブルに変えて対応していかないとけないというのがその需給調整の難しいところなんです。ですから、要は、計画を守っていたから需給の安定が達成されるわけでは必ずしもないということ、だから、その辺の需給の安定を担保するという制度的な枠組みでいうと、私は不安があるというふうに考えております。

○畠山委員 ありがとうございます。

今後の質疑においても非常に重要なお話をお聞きすることができたと思つていますので、充実した審議に向けていきたいということを最後に述べまして、感謝とともに質問を終えたいと思ひます。

ありがとうございます。

○北村委員長 次に、吉田豊史君。

○吉田(豊)委員 日本維新の会の吉田です。

四人の参考人の先生方、きょうはよろしくお願ひいたします。

この法案に関しましてですけれども、少し自己紹介をしておきますと、私は、いつも消費者として農林水産業にかかわつていきたい、いろいろな意味で質問していきたいな、こう思つておるわけなんです。

それで、委員長を初め多くの委員の皆さんもいらつしやいますが、この牛乳・乳製品の消費量にかけては私は断トツに一番だという自信を持つておりまして、そういう現場での実績がある上で、このことをお聞きしていきたい、こう思ひます。まず最初に、須藤参考人にお聞きしたいと思ひますけれども、四十五年ですとね、私は四十七歳で、ずつこの四十五年間これを続けていらつしやつた、そして拡大をしていらつしやつたという、本当に御苦労が多かつただろうと思ひますが、このいただいた資料の中に、後継者、長男さんが後継なさつたというところをお聞きしたんですけれども、これは、御本人がみずからそれを継ぎたいとおつしやつたのか、その辺のところをちよつと簡単に教えていただいてよろしいですか。

○須藤参考人 ありがとうございます。

私は、ずつとやってきた中で、せがれは別に、自分の好きなことをやれということで、特に何も言つていなくて、余り手伝いもさせなかつた、若干はしたんですけれども、そんな中で、法人経営になつて、私がやつていまして、ある日突然、東京の会社をやめて酪農をやる、そう言つてきたんです。私は何も言つていないんです。本当に正直にそうなんですけれども、それで、六年前のあの東北の震災のときに入りました。それで、結婚を機に入つたわけなんですけれども、私は、今、ほとんど息子に、全管理等、現場を任せております。

ということは、彼が畜産の大学を出たわけでもなく、いろいろなことをやつてきた中で、自分の人生を酪農にかけたんだと思ひますけれども、そう私は思つていますけれども、何か魅力があつたのかなという思いもありながら、これからの酪農ということを考えたときに、私が束縛していく話ではなくて、後継者がみずから入つて選ばれる酪農というのが、やはりつくつていかなきゃならないというの、実感、私は現場の中でそういうふうに入つています。

選ばれる農業とか選ばれる酪農もそうなんですけれども、本当に、若い人が夢を持つて入つてきていたけれど、そういう環境づくりをやはりセツトしてつくつていくというのが私は一番目かなというふうに入つています。それができてくると、やはり後継者は入ります。それは経営の戦略でございまして、こういう形で補給金をいただいても、それはあくまで下支えでございまして、あとは私たちの経営の力でございまして、ですから、それをいかに生かせるような次の展開をやはり考えていくということが大事なかなと常日ごろ思つておる次第です。

○吉田(豊)委員 須藤さんの今のお話をお聞きしまして、若い新しい力、それが入つてきたという

ことが大きなエネルギーになつて、また発展していくということになると思ひます。

私自身、最初に申し上げた消費者としてのニーズ、そこからこれからのさまざまな農業というものを考えていかなきゃいけない観点に立ちますと、きょうは、北海道とそれから北海道以外の日本の都府県、そこが何か、この法案によると、対立しかなければいいか、そういうところの違いが出てくるんじゃないかというふうな考え方が示されておるんですけれども、実際のところ、もう一度須藤さんにお聞きしますけれども、この法案によつてそういう現象が起こり得るのか、あるいは、それはそれぞれの現場の努力でいろいろなことが変わっていくというふうに入つて受けてもらつしやるのか、それをお聞きしたいと思ひます。

○須藤参考人 私は、そうは思つておりません。基本的には今までどおりですから、北海道の人と同じ補給金、若干逆に上がるかという思いもありますので、安定すると思ひます。

ですから、それにプラスアルファとして、私が初めから言つておりますのは、生産者が選択肢を若干選べるような、そういうところも付加価値としてやはりプラスアルファをしていただければ、またそういう生産者の思いが消費者につながるんじゃないかなというふうに入つています。

○吉田(豊)委員 そして、きょう岸本委員の方からも新自由主義という言葉が出てきて、本当にこれは難しい、重要なことだ。消費者としても、新自由主義としての消費者って何だろう、あるいは、消費者というものの簡単に言うところ、それが新自由主義というものをつくつていっているんじゃないかな、私自身はまだ勉強途中ですが、そういうような大きな考え方もしておる人間なんです。

その中で、そういうことと、一方で、最後に山下先生にお聞きしますけれども、グローバルizmというところ、それからナショナルizm、それから地域としての、国と国としての生き方、こういうことは全部私はつながつていく話だろうと思ひ

今後、どういふふうになるかということは、この法案が通りますと、ますますやはり北海道のウエートが高くなつて、都府県が、どんどんやめていくという農家がふえていく。北海道では、いわゆるメガファームという方たちが残るのかどうかというような状況になつてしまつて、これは、地域のコミュニティを守るでつか、そういったた

その一方でなんですけれども、これは私の消費に對しての考え方もあるんですけれども、やはり

それよりも何よりも、きょうのこの法案に対し
て、先生の御姿勢が、非常にまた先を進んだとこ

物の価格を上げて農業を保護するというのは、こ

それは絶対やってはいけない政策だと。

つまり、貧しい消費者がいたわけです。農家も貧しかったわけです。今の四百五十万、それが低いなんという水準じゃなかったわけです、当時の農村は。その物すごく貧しい農村、農家がいのに對して、貧しい都会の工場労働者もいたわけです。そうした人に、いかに農産物を供給していくか。やはり安く安定的に供給するしかないわけですね。

だから、河上さんが言っているのは、要するに、価格を上げて農家の所得を保障するというのは、最もやってはいけない政策だと言ったわけですね。ただ、残念ながら、その後、一九六〇年代以降は価格を上げて農家の所得を保障しようとしたわけですね。

ただし、酪農政策については、ある程度よかったのは、不足払いというのをやったわけです。不足払いをやることによって、消費者には、乳製品についてはそれほど高くない価格で供給した。これによって牛乳・乳製品の市場が拡大したわけですね。

実は、私のうる覚えですけれども、不足払い法をつくったときぐらいは、酪農家戸数は四十万戸以上あったと思います。今は二万戸です。二十分の一に下がったんです。ところが、その当時は、酪農の生乳生産量はたしか二百万トンしかなかったわけです。今は八百五十万トンから下がって七百五十万になっていきますけれども、ふえたわけですね。

だから、そういう意味で、この不足払い制度というものはそれなりに、日本の酪農、乳業の発展に大きく貢献した。それはなぜかという、米政策のように消費者に負担を負わせるような政策を極力排除しようとしたわけですね。

それで、では将来どうなるかという、酪農人口が減少しますから、どうしても縮小せざるを得ない。国内の需要は縮小せざるを得ないわけですね。そうすると、やはり輸出をせざるを得ない。その輸出をするためには、価格競争力を上げてい

かないとだめだということになります。

それから、先ほど需給調整とかいうこともありましたけれども、確かに都府県の余乳処理は重要なんです。重要なんですけれども、昔は、私が子供のころは、私のうちの周りに余乳処理工場がいっぱいあったわけです。今はほとんど余乳処理工場なんかはないわけです。そういう意味で、余乳処理というその需給調整の機能が、重要性は低下したんですけれども、実は余乳処理なんかをやるよりは、無駄な、年間数日しか稼働しないような乳製品工場を持つよりは、実は、生乳生産の、例えば、一千万トン生乳生産します、八百万トンは国内ではけます、二百万トンは輸出しよう。そうすると、需給の調整がその輸出の増減で調整できちゃうわけですね。余乳処理工場なんか持つ必要はないという理屈になります。将来的にはそういうあり方を酪農・乳業界としては検討していく必要があるんじゃないかと思ひます。

そうじゃなくて、何か困ったら、所得の向上のために国から幾らでも金を出させる、それは、酪農団体の人の仕事はそうかもしれせんけれども、本来の、将来の酪農、乳業を見据えた政策ではないというふうに私は思ひます。

○吉田(豊)委員 厳しいお言葉だと思ひますし、一方では、本来の酪農、農業、いろいろでしようけれども、現場の方々が本場の意味で日本の消費者の方々に必要とされる、支えられる、そして感謝される、そういう存在になっていくということの必要性というのは、やはり、どうやってそれを、げたを履いている状況からどういう形に持っていくかという、そこまで見据えてやらなくちゃいけないということをよく感じさせていたいただきました。また勉強させていただきたいと思ひます。

四人の先生方、ありがとうございます。

○北村委員長 これにて参考人に対する質疑は終了いたしました。

この際、参考人各位に一言御挨拶を申し上げます。

本日は、大変貴重な御意見をお述べいただきまして、まことにありがとうございます。委員会を代表いたしまして厚く御礼を申し上げます。ありがとうございます。

次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十一時五十一分散会

平成二十九年六月二十八日印刷

平成二十九年六月二十九日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

P